但馬沿岸海岸保全基本計画 (変更)

令和3年9月

兵 庫 県

目 次

| ; | 毎岸 | 保 | 全 | 基 | 本 | 計 | 画 | の | 変 | 更 | に | あ | た | っ | て | | | | | | | | | | | | | | (1) |
|---|----|---|------------|----------|-----|------------|---------------|---------------------|-------------|-------------|------------|-----------------|----------|------------|----------|----------|----------|----------|-----------------|----|------------|----------|-----|---------|-----|----|-------------|------------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Γ | 笙 | Т | 絽 | | 治 | Ē 1 | # | $\overline{\sigma}$ | 占 | 2 4 | <u></u> | 1. | 即 | 1 7 | <u>+</u> | ろ | 其 | | \ \ | わ | <i>ti</i> | 重 | ŢĒ | § _ | | | | | 1 |
| L | ਨਾ | _ | ИУH | H • | 71 | y , | _ | 0) | 1 /1 | <u> </u> | _ | _ | 大 | | | <u>ه</u> | 4 | : 1 | -` | נו | <i>'</i> & | 7 | -5 | ₹ | | | | | ' |
| | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ' | _ | 4 | . ' | 1므 | 馬 | 冶 | 厈 | כט | 反 | 州 | ከህ | /나 | 仕 | り | Л | | | | | | | | | | | | -14 |
| | 2 | | 海 | 崖 | ത | 防 | 謹 | 1 | 盟 | ⅎ | る | 事 | 項 | | | | | | | | | | | | | | | | -22 |
| | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 3 | _ | 1 | | 海 | 岸 | 環 | 境 | の | 整 | 備 | 及 | び | 保 | 全 | の | た | め | の | 施 | 策 | | | | | | | -28 |
| | 4 | | <u>:</u> = | <u>ш</u> | ı — | +, | 14 | 7 | , | т. | Д | ند ، | <u> </u> | + ~ | エロ | _ | ,_ | 88 | + | 7 | 击 | 西 | | | | | | | 2.1 |
| | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 4 | | ' | • | 4 | ж | 0) | ᄱ | т. | 'Ժ | ተリ | л | ~ | IÆ. | 뜨 | 9 | <i>ا</i> | /_ | עט | U) | 心心 | 來 | | | | | | 31 |
| | 5 | | 特 | 性 | エ | IJ | ア | の | 目 | 標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | -34 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 5 | _ | 2 | . : | 地 | 区 | ご | ح | の | 目 | 標 | | | | | | | | | | | | | | | | | -37 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ī | 笙 | π | 編 | <u> </u> | 3 | 毎 | 岸 | : 45 | ₽ : | <u></u> | 旃 | 訳 | <u> </u> | ָ ת | 敕 | 借 | 1: | - F | 珀 | d | · Z | ; ‡ | ŧ ; | 木 | 的 | た | 重 | 百 | -45 |
| L | Ni | | ηVIII | ŋ · | | | /T | - 1/ | <u> </u> | _ | تا (ا | <u>עם</u> | | | <u></u> | I/H: | 1 1 | _ | <u>~</u>] | , | - 0 | <i>)</i> | | Τ` | Η , | .6 | | ~ <u>~</u> | 40 |
| | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 | _ | 3 | • | 海 | 厈 | 秌 | 至 | 肔 | 詨 | _ | æ | ବ | 文 | 益 | (O) | 地 | 嗖 | 及 | O | て | () | 汉 汉 | 元 - | | | | -5/ |
| | 2 | | 海 | 岸 | 保 | 全 | 旃 | 設 | ഗ | 維 | 持 | 又 | は | 修 | 縒 | 12 | 閗 | す | る | 事 | 項 | | | | | | | | -58 |
| | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Γ | ∽ | ш | 幺戸 | | | <u>_</u> | 14 | . 1 | \ F | | <u>[,]</u> | 幺F | 1 2 | <u>.</u> | + | 全J | _ | | | | | | | | | | | | -62 |
| | 퐈 | ш | 柳 | Н. | • | 7 |]夕 | , U | יו | 乂 | 7 | 业 | 1 0 | 厂. | JΣ | 亚 | | | | | | | | | | | | | -02 |

添付図(1)新設又は改良の整備対象海岸

添付図 (2)維持又は修繕箇所

海岸保全基本計画の変更にあたって

海岸保全基本計画の変更にあたって

兵庫県では、但馬沿岸の貴重な自然や景観を保全しつつ、安全で快適な生活空間を守ることを目的として、「防護」「環境」「利用」の3つの役割が調和のとれた状態で機能するよう、長期的な視点に立って、平成13年12月に「但馬沿岸海岸保全基本計画」を策定しました。

その後、東日本大震災による津波被害や、社会基盤施設の老朽化懸念の高まりなどを踏まえ、国において、平成26年6月に海岸法が改正され、平成27年2月には海岸保全基本方針が変更されました。この中で、地震・津波対策の新たな考え方や海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図ることが示されています。

また、平成30年3月に公表した「日本海沿岸地域津波浸水想定図」を受け、日本海沿岸地域における津波被害の軽減を図るため、防潮堤等の防御施設の整備方針を示すとともに、対策内容をまとめた「日本海津波防災インフラ整備計画」を平成31年3月に公表しました。

さらに、平成30年台風第21号では、神戸、尼崎、西宮で既往最高潮位を記録するとともに、想定を超える高波の影響により浸水被害が発生しました。激甚化する高潮被害から県民の生命・財産を守るため、近年の台風等を踏まえた対策を計画的に進める必要があることから、「兵庫県高潮対策10箇年計画」を策定しました。「兵庫県高潮対策10箇年計画」により、10年間で取り組むべき緊急かつ重要な箇所を選定し、計画的・重点的に高潮対策を推進していきます。

これらのことを踏まえて本計画を見直し、今後とも海岸の望ましい姿の実現に努めていきます。

平成 11 年 海岸法の改正

平成 12 年 5 月 海岸保全基本方針の策定



平成 13 年 12 月 但馬沿岸海岸保全基本計画 (策定)

平成 23 年 3 月 東日本大震災

平成 23 年 9 月 中央防災会議 「東北地方太平洋沖地震を教訓 とした地震・津波対策に関する 専門調査会報告」

・これからの津波対策の考え方として 2つのレベルの津波を想定

平成25年11月 インフラ老朽化対策の 推進に関する関係省庁連絡会議中央防 災会議

「インフラ長寿命化基本計画」

・国、自治体レベルでのインフラ長寿命化計 画及び個別施設毎の長寿命化計画(個別施 設計画)の策定を推進

【兵庫県】

「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」 平成 26 年 3 月

平成26年6月 海岸法の一部改正

【改正のポイント】

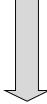
- ・東日本大震災を教訓とした防災・減災 対策の強化
- ・比較的発生頻度の高い津波を防護目標
- ・想定を超える津波に対する粘り強い構 造を推進
- ・海岸保全施設の老朽化への早急な対策

平成27年2月 海岸保全基本方針の変更

【変更のポイント】

- ・比較的発生頻度の高い津波に対しての防護
- ・想定を超える津波に対する粘り強い構造の 堤防の整備の推進
- ・予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効 果的な海岸保全施設の維持又は修繕の推進

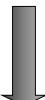
平成 29 年 1 月 但馬沿岸海岸保全基本計画 (変更)



【兵庫県】

- 「日本海沿岸地域津波浸水想定図」 平成30年3月
- 「日本海津波防災インフラ整備計画」 平成 31 年 3 月

令和2年3月 但馬沿岸海岸保全基本計画(変更)



【兵庫県】

「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」 令和 2 年 6 月

令和3年9月 但馬沿岸海岸保全基本計画(変更)

■ 海岸法一部改正のポイント

く平成 26 年 6 月 海岸法一部改正のポイント>

1. 海岸管理における防災・減災対策の推進

堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林(「緑の防潮堤」)など、粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置づける。

2. 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立

海岸保全施設のうち、水門・陸閘等については、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を海岸管理者に義務づける。

3. 海岸保全施設の適切な維持管理

海岸保全施設の維持・修繕に関する海岸管理者の責務を明確化し、予防保全の 観点から維持・修繕に関する技術的基準を主務省令で定める。

4. 海岸保全区域内において座礁等した船舶の撤去等

海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷し、海岸の保全に支障をおよぼすおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令することができる。(※所有者が命令に従わない場合、行政代執行が可能)

5. 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実

海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体 (NPO等)を海岸協力団体として指定することができる。

<平成 26 年 12 月 海岸法施行令の一部改正のポイント>

1. 海岸保全基本計画に定める事項の明確化

海岸保全基本計画に定める事項のうち、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を規定するものとする。

2. 主務大臣が直接工事を行う場合に代行する権限の追加

・海岸管理者が定める操作規則の策定等

■ 海岸保全基本方針(変更)のポイント

< 平成 27 年 2 月 海岸保全基本方針(変更)のポイント>

概ね、下記について追加。

一 海岸の保全に関する基本的な指針

2 海岸の保全に関する基本的な事項

予防保全の考え方に基づく海岸保全施設の適切な維持管理・更新。

(1)海岸の防護に関する事項

- ・ 津波からの防護を対象とする海岸にあたっては、数十年から百数十年に一 度程度発生する比較的発生確率の高い津波に対して防護することを目標。
- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、津波、高潮等から海水の浸入又は海水 による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地 の被害を軽減。
- ・ 水門・陸閘等については、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施し、 効果的な管理運用体制を構築。

3 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

- ・ 設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減する ため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進。その際、「緑 の防潮堤」など多様な構造を含めて検討。
- ・ 水門・陸閘等については、統合又は常時閉鎖を進めるとともに、必要があるときは自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

- ・ 海岸保全施設を適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を策定 するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を 推進。
- 海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録を作成及び保存。

二 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

1 定めるべき基本的な事項

- (2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
 - ②海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
 - イ 海岸保全施設の存する区域
 - 維持または修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を設定。
 - ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - ・ イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置を設定。
 - ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
 - ・ ロの海岸保全施設の種類毎に、海岸保全施設の維持又は修繕の方法 を設定。

■ 海岸保全基本計画の対象範囲

海岸保全基本計画は、海岸法の対象となる区域における、海岸保全施設の整備と 海岸管理に関する基本的な事項を定めるものである。

海岸法の対象となる区域は水際線を挟む限定された区域であり、表-1に示すように「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。

表-2に示すように、このうち海岸保全施設の整備に関する対象区域は「海岸保全区域」として指定された海岸であり、海岸管理に関する対象区域は、「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」である。本基本計画においては、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸は対象範囲に含めたが、自然的・社会的情勢の変化に伴って、今後さらに対象範囲が広がる可能性もある。

なお、「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、消波堤、離岸堤、砂浜、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。

「海岸の管理」とは、海岸保全区域では海岸保全施設の維持管理、占用の許可、行為の許可等であり、一般公共海岸区域内では、占用の許可、行為の許可等である。

| 対 | 海岸保全区域 | 海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域 |
|-----|----------|--|
| 象 | | 公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域 (公共海岸) 国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されてい |
| 区 | 一般公共海岸区域 | る海岸の土地 (他の法令により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている |
| 域 | | 海岸の土地にあっては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る)及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面 |
| 対象外 | その他の海岸 | 港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外の法令で管理 されている海岸及び民有地のうち、海岸保全区域及び一般 公共海岸区域以外の海岸 |

表-1 海岸法の対象区域

表-2 海岸法の対象となる行為

| 区域対象となる行為 | 海岸保全区域 | 一般公共海岸区域 | その他 |
|-----------|--------|----------|-----|
| 海岸保全施設の整備 | 0 | 対象外 | 対象外 |
| 海岸の管理 | 0 | 0 | 対象外 |

注)その他の海岸であっても防護上の問題があれば、海岸保全区域の指定等を行い施設整備を 行うことが可能であり、本計画の対象範囲に含める。

海岸保全基本計画

第 I 編. 海岸の保全に関する基本的な事項

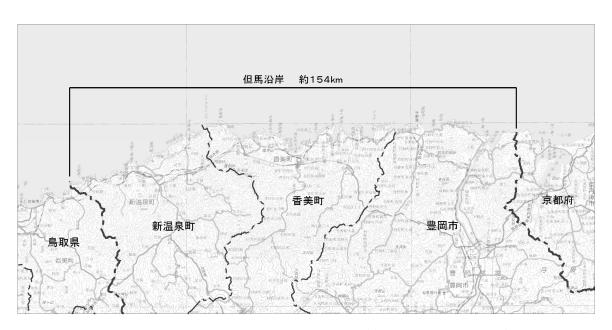
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の概要

但馬沿岸は兵庫県の北部に位置し(図 I-1-1参照)、豊岡市・香美町・新温泉町の 1市 2 町からなる。 1 市 2 町の面積は約1,307 km^2 で県面積(約8,401 km^2)の約16%、但馬地域(3 市 2 町)の面積(約2,133 km^2)の約61%を有している。

総延長約154kmの海岸線の沿岸部は山陰海岸国立公園に指定されており、豊かな自然環境と優れた景観、貴重な文化財などが数多く分布している。地形的には複雑で奇岩怪石が連なるが、港湾・漁港も数多く点在するとともに、水量が豊かな円山川をはじめ、竹野川、矢田川、岸田川などが日本海へ注いでいる。

沿岸は入り組んだ海岸線を持っており、礫海岸や砂浜海岸のほか、崖海岸やポケットビーチなど多様性に富んでいる。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 20 万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

図 I-1-1 但馬沿岸の位置

1-2. 自然的特性

(1) 気 象

但馬沿岸の気象は、曇や雨の日が多いのが特徴であり、日照時間は県内で比較的短い。また、冬季に北西の強風が卓越するなど、シベリアからの季節風を受けるため降雪量が多いところである。なお1市2町は豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法)に指定されている。

香住地域気象観測所(令和元年)によると、年平均気温は15.2℃、年間降水量は1,705.5mm、年平均風速は2.3m/s、最大風速は12.2m/sである。

日本海に面する但馬沿岸では、瀬戸内海や太平洋沿岸に比べて干満の差が小さく、 県管理の検潮所(津居山)における平成27年~令和元年の年平均潮位はT.P.+0.338m で潮位差は0.478mとなっている(表 I-1-1参照)。

出典:気象庁ホームページ、「港湾・海岸調査報告書」(兵庫県)

 検潮所
 既往最高潮位 (H. H. W. L)
 朔望平均満潮位 (H. W. L)
 朔望平均干潮位 (L. W. L)
 平均潮位 (M. W. L)
 潮位差 (H. W. L)

 津居山
 T. P. +1. 684m
 T. P. +0. 581m
 T. P. +0. 103m
 T. P. +0. 338m
 0. 478m

表 I-1-1 年平均潮位 (平成27年~令和元年の平均値)

※既往最高潮位は平成16年10月20日に観測

出典:「令和元年 港湾·海岸調査報告書」(兵庫県)

(2) 地形・地質

但馬沿岸は典型的な沈降海岸で、諸河川(円山川、竹野川、佐津川、矢田川、岸田川)の河口に形成された沖積層の小平野以外は磯続きとなっている。

全般的にみると、沈降海岸が冬季の波浪などにより著しい侵食を受けた結果、海食 崖が発達し、また崖面に露出した各種の岩石が、不規則な硬軟・節理・岩脈などの性 質を通じ、波浪や雨水、氷雪の侵食を受けて、各所に洞門・洞窟・奇岩を創り出して いる。海岸線は、リアス式海岸を形成しており、そのほとんどが急斜面である。

海岸の地質は、アルカリ粗面岩が冷却により柱状節理の奇岩怪石を形成したほか、 安山岩や玄武岩の噴出により、矢田川層群の中に複雑に入り込み、色とりどりの地質 による海岸景観を形成している。

(3)水質

但馬沿岸における水質 (COD) の状況は、全地点で環境基準値を満足している。 海水浴場については、遊泳期間前 (5月上旬~5月下旬) は 16 箇所*全ての海水浴 場で「適」(水質AA)、遊泳期間中(7月中旬~7月下旬)は、気比浜・柴山・香住 浜・塩谷浜・庵蛇浜の5箇所で「可」(水質B)、それ以外の11箇所で「適」(水質A A, A)となっている。

※気比浜、青井浜、竹野浜、弁天浜、切浜、安木浜、佐津、柴山、今子浦、香住浜、三田浜、 浜坂、塩谷浜、諸寄第2、居組、庵蛇浜の16箇所。(臼ヶ浦海水浴場は平成30年度に閉鎖)出典:「環境白書 令和元年度版」(兵庫県・R2.3)

(4)生物相

①植 生

但馬沿岸は、冬季の厳しい北西季節風を受けるため、照葉樹林帯でありながら北西に面するところの多くは、落葉樹林が形成されている。ここでは、朝鮮半島を経由してきたカシワやケヤキといった大陸系の植物が但馬沿岸で生育している。さらにハマニンニクやハマナスなどの北から進入してきた植物や、南からのハマヒルガオといった植物が混在する南北交流の場となっている。また、急斜面で潮風が直接当たる環境がタブ林やケヤキ林を育成している。その他、ミズナラやブナが低高度に分布し照葉樹林帯の植物と混成し、海食崖にカシワ林が発達しているなど、但馬独特の植生分布が見られるところである。

クロマツは、枯死が進行し、崖部のクロマツは枯れてマサキ-トベラ群集に遷移しつ つある。なお、崖のクロマツは自然のものであるが、海浜のクロマツはほとんどが植 林されたものである。

沿岸域において、天然記念物となっている植物及び群落は12カ所あり、香美町岡見公園におけるせんだん葉の菩提樹(朝鮮半島経由で生育)、浜坂のタンゴイワガサとワカサハマギク群落(新温泉町)、居組不動山の暖地性植物群落(新温泉町)などがある。

但馬沿岸に分布する貴重な植物群落のうち兵庫県レッドリストのAランクに指定されている群落は6群落である。照葉樹林では豊岡市の気比・絹巻神社に生育するスダジイ群落や猫崎半島のタブ・スダジイ群落、香美町の境・白石島のスダジイ・タブノキ群落がAランクに指定されている。香美町の安木浜や新温泉町の浜坂海岸の海浜植物群落がAランクに指定されている。また、新温泉町の居組・不動岩・大歳神社では、沿海部にスダジイ群落とカシワ群落が連続して分布し、Aランクに指定されている。

沿岸部は大半がクロマツ群落であるが、一部の急斜面地や断崖部にはマサキ-トベラ 群集などもみられる。円山川の河口部では、汽水域が広がる中でヨシ群落が広範囲を 覆っている。

このように、但馬沿岸では貴重かつ特色のある植物が数多く存在する。

※Aランク:規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。

出典:「兵庫県の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2010 (植物・植物群落)」(兵庫県)

②陸域生物

但馬沿岸のほ乳類としては、ニホンザルやニホンジカなどのほか、洞門や洞窟には キクガシラコウモリの生息が確認されている。

鳥類では、貴重な種としてシロチドリ、ミサゴの2種が兵庫県レッドリストのAランクに指定されている。その他、沿岸部で注目すべき種として、岩場の多い海岸に生息するクロサギ、海上や岩礁、沿岸に生息するヒメウ、断崖に営巣するハヤブサがみられる。また、豊岡市の猫崎半島は渡り鳥の重要な中継地となっており、渡りの季節に多数の種がみられるとともに、留鳥のウミウ、ウミネコも生息している。

昆虫類では、貴重な種として汽水域に生息するヒヌマイトトンボ(兵庫県レッドリストAランク)が確認されている。

豊岡市の円山川下流域・周辺水田は、平成24年7月にラムサール条約湿地に登録され、コウノトリの生息場となる湿地の保全活動が行われている。本地域は、兵庫県レッドリストの小・中生態系を内包する重要な生態系に指定されるとともに、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地にも選定されている。

※Aランク:兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、 厳重な保全対策の必要な種。

出典:「第2回自然環境保全基礎調査」(環境庁他)、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2017 (哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」(兵庫県)、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2013 (鳥類)」(兵庫県)、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県)、「山陰海岸国立公園指定書」(環境省・H26.3)、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地〔重要湿地〕」(環境省自然環境局自然環境計画課・H28.4)

③海域生物

魚類では、貴重な種として汽水域に生息するシラウオ、エドハゼ、クボハゼ、チクゼンハゼ、回遊魚のカワヤツメ、ニホンイトヨ、シロウオの7種が兵庫県レッドリストのAランクに指定され、磯観察やスノーケリングでも多様な種をみることができる。

藻場の分布状況をみると、大規模な藻場が 15 カ所存在し、その多くは豊岡市の沿岸部に分布している。なお、環境庁の第 2 回自然環境保全基礎調査から第 4 回自然環境保全基礎調査に至る 10 年ほどの間に消滅した藻場はない。藻場の大半は、ヤツマタモク、アカモク、オオバモクなどを主構成とする「ガラモ場」で約 514ha あり、藻場全体(549ha)の約 94%を占める。新温泉町地先ではアラメ場がみられる。また、大浦湾(豊岡市)には広大な藻場が発達し、天然アラメの北限となっており、兵庫県レッドリストのCランクに指定されている。

海産の大型底生植物の群落である藻場は、多様な魚介類の種場あるいは餌場として 漁業者から大切にされており、沿岸の水質浄化にも役立ち、魚介類など各種の水産生 物の生息の場として成立している。

また、竹野海岸、円山川河口周辺は平成25年3月に生物多様性の観点から重要度の 高い海域として環境省に選定されている。

※Aランク(魚類): 兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種。

Cランク(生態系): Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの。

出典:「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト 2017 (哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」(兵庫県)、「日本の干潟,藻場,サンゴ礁の現況」(環境庁他・H6.3)、「改訂・兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2003」(兵庫県)、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト 2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県)、環境省ホームページ「生物多様性の観点から重要度の高い海域」

(5)海岸景観

優れた景観資源としての砂浜は、竹野浜海岸や浜坂県民サンビーチがある。竹野浜海岸は「日本の渚・百選」(「日本の渚・百選」中央委員会)に選定されるとともに、竹野浜海水浴場が「快水浴場百選」(快水浴場検討会)に選定されている。また、浜坂県民サンビーチが「日本の白砂青松 100 選」((社)日本の松の緑を守る会)に選定されるなど、但馬はもとより日本の貴重な景観資源となっている。

貴重な地形や景観資源としては、日和山海岸、猫崎半島・竹野海岸、香住海岸、そして但馬御火浦などにおける海食崖、洞門、岩礁などの海食地形である。特に、香住海岸の「鎧ノ袖」や香住から浜坂にかけての「但馬御火浦」は国の天然記念物や名勝に指定されており、日本海における力強い造形美が楽しめるところである。

但馬沿岸を含む京都府京丹後市の東端から鳥取県鳥取市の西端までの区間は、山陰海岸ジオパークとして、平成22年10月に世界ジオパークネットワークに加盟認定され、平成31年には4年間の加盟再認定が行われている。

※ジオパーク:科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を含む 一種の自然公園。

出典:「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト 2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県)、「国指定文化財一覧」(兵庫県教育委員会)、山陰ジオパークホームページ、「日本の渚・百選」(「日本の渚・百選」中央委員会)、「日本の白砂青松 100 選」((社)日本の松の緑を守る会)

(6) 山陰海岸国立公園

但馬沿岸では、その全域と円山川河口から玄武洞に至る河畔までが山陰海岸国立公園区域(陸域面積 6,061ha)となっている。

このうち、特に海岸景観の保護を図るとともに、視対象の眺望の確保に努める必要

がある区域として、特別保護区(431ha)、第一種特別地域(180ha)がある。

また、海域公園地区は豊岡海域公園地区(瀬戸地先 17.8ha)、竹野海域公園地区(切浜地先 18.8ha)、浜坂海域公園地区第 1 号(田井地先 18.0ha)、同第 2 号(諸寄地先 19.6ha)、山陰海岸東部海域公園地区(京都府の網野海岸〜兵庫県の香住海岸にかけての地先海域 5,005.8ha)、及び山陰海岸中部海域公園地区(兵庫県の香住海岸〜鳥取県の浦富海岸にかけての地先海域 3,872.9ha) が指定されている。

出典:「山陰海岸国立公園 公園計画書」(環境省·H26.3)

1-3. 社会的特性

(1)人口

但馬沿岸の1市2町の人口は、国勢調査報告によると、115,139人である。平成17年(128,114人)と比較すると10年間で約13,000人減少している。

また、高齢化(人口に対する 65 歳以上の老齢人口)の進行は著しく、1 市 2 町の平成 31 年 2 月 1 日現在の高齢化率は 33.8~40.6%と、県平均高齢化率の 28.4%を上回っている。

出典:「平成27年国勢調査人口等基本集計結果」(総務省統計局公表・H28・12)、「高齢者保健福祉関係資料」(兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター)

(2)産業

1市2町の就業人口(H27 国勢調査報告)は56,956人であり、産業別には、第一次産業が8.4%、第二次産業が26.8%、第三次産業が63.4%という構成になっている。豊岡市は第一次産業が6.1%、第二次産業が27.0%、第三次産業が65.1%、香美町は第一次産業が12.7%、第二次産業が28.2%、第三次産業が58.9%、新温泉町は第一次産業が16.0%、第二次産業が24.0%、第三次産業が59.6%となっている。豊岡市は他の2町と比べて第一次産業の割合が低い。

出典:「兵庫県統計書平成28年(2016)」(兵庫県)、「国勢調査報告」(総務省統計局)

(3)漁業

但馬沿岸には15漁港と3港湾があり、主な入港船舶は漁船となっている。また、柴山港については小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とする避難港に指定されている。

また、但馬沿岸には「とる漁業」から「育てる漁業」を進める拠点として、但馬栽培漁業センター(香美町)が設置されている。

但馬沿岸の漁業経営体数 (H30) は、平成 25 年に比べて 66 経営体減少し、318 経営体 (内、個人経営は 280 経営体) となっている。漁業就業者 (H30) は 631 人と減少傾向に あり、高齢化が進んでいるとともに (60 歳以上が全体の約 39.6%を占める)、後継者 不足にも悩まされている。

漁業種別漁獲量は、「沖合底びき網」が約7割を占め、次いで「その他の漁業」、「いか釣」、「採貝・採藻」が続いている。魚種別漁獲量は、「その他いか類」が約3割を占め、次いで「べにずわいがに」、「かれい類」、「はたはた」、「ずわいがに」となっている。

出典:「2018 年漁業センサス」(農林水産省)、「平成30年海面漁業生産統計調査」(農林水産省)、「兵庫県港湾統計年報(平成29年)」(兵庫県)

(4)交通

①道 路

但馬沿岸の幹線道路は、東西方向の国道 9 号、178 号、482 号、南北方向の国道 312 号や主要地方道で構成されている。高規格道路は、南北方向では播但連絡道路が平成 12 年 5 月に全面開通している。北近畿豊岡自動車道は春日 I Cから八鹿氷ノ山 I Cまでが平成 24 年 12 月、八鹿氷ノ山 I Cから日高神鍋高原 I Cまでが平成 29 年 3 月、日高神鍋高原 ICから但馬空港 ICが令和 2 年 11 月に開通し、(仮称)豊岡北 ICまでが現在、事業中である。また、東西方向の山陰近畿自動車道 (鳥取豊岡宮津自動車道)は、香住道路が平成 17 年 3 月、東浜居組道路が平成 20 年 11 月、余部道路が平成 22 年 12 月、浜坂道路が平成 29 年 11 月に開通し、平成 30 年度からは浜坂道路 II 期の事業を実施している。

出典:「地域計画~但馬地域版~」(兵庫県・H26.8)、「一般国道 178 号 浜坂道路パンフレット」 (兵庫県)、「平成 30 年度事業概要」(国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所・H30.4)、 豊岡河川国道事務所ホームページ

2 鉄 道

但馬沿岸には、京都から鳥取に通じるJR山陰本線、姫路・和田山間を結ぶ播但線、 西舞鶴と豊岡を結ぶ北近畿タンゴ鉄道宮津線の3路線がある。しかし、いずれも単線 であり、また山陰本線城崎駅以西が電化されておらず、複線化や電化が求められてい る。余部鉄橋は、平成22年8月にコンクリート橋の余部橋梁に架替が行われている。 出典:「地域計画~但馬地域版~」(兵庫県・H26.8)

③航 空

平成6年5月18日に開港したコウノトリ但馬空港は、大阪国際空港(伊丹空港)との間に朝夕2往復の定期便が就航中であり、約40分で結んでいる。

出典:コウノトリ但馬空港ホームページ

(5)歴史・文化

但馬沿岸の歴史・文化資源では、神社仏閣として円山応挙の襖絵がある大乗寺(応挙寺・香美町)、お菓子の神様である中嶋神社(豊岡市)、麒麟獅子舞の宇都野神社(新温泉町)、北前船の遺産を多く残し、浜の天神さんとして親しまれている鷹野神社(豊岡市)などがある。また、国指定重要無形民俗文化財の但馬久谷の菖蒲綱引き、県指定無形文化財の麒麟獅子舞、久谷ざんざか踊(共に新温泉町)をはじめ、中嶋神社菓

子まつりや豊岡義士祭(豊岡市)、三川権現大祭や三番叟(香美町)、川下祭り(新温 泉町)といった伝統行事が数多く残されている。

さらに、毎年2月下旬~12月の間に多数のイベントが開催されており、伝統的祭り から市民まつりやスポーツイベントまで様々である。「平成28年度観光客動熊調査報 告書」によると、1市2町で開催される「祭行事・イベント」への参加者(観光入込 客) は約59万人であり、市町別では豊岡市が約35万人の入込数で最も多くなってい る。

出典:「国指定文化財一覧」(兵庫県教育委員会)、「県指定文化財一覧」(兵庫県教育委員会)、「平 成28年度 兵庫県観光客動態調査報告書」(兵庫県)

(6)海洋性レクリエーション利用

但馬沿岸は豊かな自然環境に恵まれており、一帯は山陰海岸国立公園に指定されて いるなかで、主なレクリエーション地としては各地の海水浴場を中心に温泉地などが ある。但馬沿岸への自然、スポーツ・レクリエーション目的の観光入込客数は、平成 30年度で約148万人であり、市町別では豊岡市の約89万人が最も多い。

過去5年間の観光入込客数は、140~170万人で、平成26年度~30年度にかけて減 少傾向であり、平成30年度は150万人近くとなっている。主な観光地別にみると、竹 野浜海水浴場(豊岡市)は約27万人(平成30年度)となっている。なお、余部鉄橋 (香美町) は約38万人、隣接する城崎温泉(豊岡市)には約85万人、近接する湯村 温泉 (新温泉町)では約20万人の観光客が訪れている。

出典:「平成 26~30 年度 兵庫県観光客動態調査報告書」(兵庫県)

(7) 関連計画

関連計画として、国土交通省などの国の機関及び兵庫県、各市町の総合計画や地域づくり、防護、環境に係る計画を整理し、表 I -1-2 に示す。

表 I-1-2 主な関連計画

| 区分 | 分類 | 表 1 -1-2 土 な 関連計画 計画名称 |
|---------|----------------------|---|
| - A | 総計・地域がくり | ・国土形成計画(全国計画)(平成27年8月 国土交通省) ・関西広域地方計画(平成28年3月国土交通省) |
| 国の計画 | 防護 | ・国土強靭化基本計画(平成30年12月 内閣官房) ・第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月 国土交通省) ・インフラ長寿命化基本計画 (平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議) ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年5月 国土交通省) ・農林水産省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年8月 農林水産省) |
| | 環境 | ・水産基本計画(平成29年4月水産庁) |
| | 総合 計・ 地 づくり | ・兵庫県国土利用計画(第5次)(平成29年3月 兵庫県) ・21世紀兵庫長期ビジョン-2040年への協働戦略-(平成23年12月 兵庫県) ・兵庫県地域創生戦略(平成30年3月改定 兵庫県) ・但馬地域ビジョン(バージョン2)(平成23年9月 但馬県民局) ・豊岡市基本構想(平成29年9月 豊岡市) ・第2次香美町総合計画(平成27年12月 香美町) ・第2次新温泉町総合計画(平成28年12月 新温泉町) |
| 県・市町の計画 | 防護 | ・兵庫県地域防災計画 ・兵庫県強靱化計画(令和2年3月 兵庫県) ・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(令和2年3月改訂 兵庫県) ・日本海津波防災インフラ整備計画(平成31年3月 兵庫県) ・兵庫県高潮対策10箇年計画(令和2年6月 兵庫県) ・豊岡市地域防災計画(平成27年4月 豊岡市防災会議) ・香美町地域防災計画(令和2年5月修正 香美町防災会議) ・新温泉町地域防災計画(令和2年9月修正 新温泉町) ・新温泉町水防計画(令和2年9月 新温泉町) |
| | 環境 | ・第5次兵庫県環境基本計画(平成31年2月 兵庫県)・ひょうご農林水産ビジョン2025(平成28年3月 兵庫県)・兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画(令和2年3月 兵庫県) |

(8) 海岸災害と防災

①既往災害の実態

a) 一般災害

但馬沿岸は急傾斜の山林を背後に控え、平坦地が少なく、豊岡盆地の低地に広がる市街地や沿岸部に集落が集中するなかで、台風・強風・豪雪・高潮など、様々な災害との戦いの歴史を歩んでいる。昭和34年の伊勢湾台風、同36年の第2室戸台風、同51年の台風17号、平成2年の台風19号などによる河川の増水・氾濫は各地で被害をもたらし、海岸線は冬季風浪、台風による波浪により被害を受けてきた。近年では平成16年の台風23号により円山川が決壊し多くの家屋に浸水被害が発生した。冬季風浪では、昭和46年の柴山港をはじめ、52年の津居山港、52~53年の竹野港において被害を受けている。また、低気圧などによる高潮により、円山川河口部などでたびたび道路冠水などの被害が発生している。

b) 地震災害

沿岸域の近くで大きな被害を与えた地震として、大正 14 年の北但馬地震以降、 北丹後地震、鳥取地震、兵庫県南部地震の 4 回を経験している。これらはいずれも 内陸部地震であり、過去の地震発生状況から、沿岸域に被害をもたらす可能性が高 い地震は、日本海沿岸で発生する内陸部地震といえる。

津波による被害としては、昭和58年の日本海中部地震や平成5年の北海道南西 沖地震により、竹野港をはじめ各港で船舶の転覆などの被害を受けている。なお、 海岸保全施設への被害や浸水などの被害は受けていない。

c) 地域の防災体制

地域の防災体制としては、但馬沿岸の1市2町において、地域防災計画が策定されており、防災活動体制の整備や広域防災体制の整備、防災知識の普及、災害ボランティア組織・育成計画などに取り組んでいる。

②海岸事業の変遷

但馬沿岸では、日本海特有の冬季風浪や度重なる台風などによる海岸侵食が著しく、 背後集落にも越波による被害が生じていた。このため、背後集落や美しい景勝地など を防護するために、昭和32年より海岸侵食対策事業に着手し、昭和34年の伊勢湾台 風を契機に本格的に護岸や離岸堤などの整備を開始した。

近年では、波浪の減衰効果や侵食防止効果の高い潜堤(人工リーフ)や離岸堤などの沖合施設と、護岸や緩傾斜護岸、養浜などの施設を組み合わせた面的防護方式を採用することにより、安全性を高めた整備を行ってきた。現在も面的防護方式により、親水性に配慮した施設や、国立公園としての景観などにも配慮した施設の整備を継続

している。

このように現在では、近年の台風等を踏まえた高潮対策や防災面だけではなく海岸の利用や自然環境にも配慮した海岸保全施設の整備が進められているところである。

(9) 美化活動

兵庫県では日本海沿岸に漂着するゴミへの対策として、平成23年3月に「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」を作成し、地域の特性をふまえた回収・処理方法、発生抑制対策、関係者の役割分担などを定め、海岸漂着物対策の推進を図っている。

住民参加の環境美化活動の代表的なものとしては、平成2年から但馬全域で市町・ 自治会・建設業界などの参画と協働による「クリーン但馬大作戦」(平成18年度から は「クリーン但馬10万人大作戦」に名称変更)が実施されている。

(10) 海岸への要請

但馬沿岸の関係機関へのアンケート調査による地域からの要請について主な項目を 整理すると以下のようになる。

<豊岡市>

- ○沿岸部の貴重種:ハマボウフウ、スナビキソウ、ハマニガナ、ハマニンニク
- ○沿岸部での問題:海水浴場への水上バイク乗入れ、深夜の花火、放置ゴミ、プレ ジャーボートの不法係留と漁船とのトラブル
- ○海岸愛護思想の啓発:マナー向上の啓発看板設置など

<旧竹野町(豊岡市)>

- ○環境の積極的な保全地区:沿岸一体・国立公園、大浦地区・竹野海中公園
- ○海に関わる行事など:海開き、施餓鬼、弁天講、淀の大王物語
- ○沿岸部の貴重種:ハマボウフウ、ハマヒルガオ、ハマダイコン、モチノキ、タブ ノキ、ヤブニッケイなど
- ○沿岸部での問題:砂浜への車両の乗入れ、放置ゴミ
- 〇海岸愛護思想の啓発: クリーン作戦への呼びかけ、海水浴シーズンでの美化活動、 海岸線の植樹・植栽による海岸美化

<香美町>

○沿岸部の貴重種:今子浦の千石船風待ち磯

○沿岸部での問題:ゴミの放置

○海岸愛護思想の啓発:クリーン作戦への呼びかけ、海水浴シーズンでの美化活動、

啓発用の看板設置

<新温泉町>

○環境の保全:浜坂県民サンビーチの松林

○海岸部の管理:漂着ゴミは毎年6月にクリーン大作戦、油流出事故は地元住民や

漁業関係者などがボランティアで除去

○海岸愛護思想の啓発:小学校高学年を対象に「浜坂海岸・自然教室」を開催

1-4. 但馬沿岸の長期的な在り方

(1) 但馬沿岸の長期的な課題

但馬沿岸の自然的特性(第 I 編 1 - 2) や社会的特性(第 I 編 1 - 3) で整理した 内容をふまえて、海岸保全基本方針(平成 27 年 2 月変更)にあげられている「海岸の 防護」「環境の整備と保全」「公衆の適正な利用」の主に3つの視点から、但馬沿岸の 長期的な課題について整理を行った。

①海岸の防護に係る課題

但馬沿岸の海岸は、海岸線まで急斜面の山地が迫っているところが多く、その合間に存在する低地に集落や主要道路などが集中しており、ポケットビーチなどの砂浜が形成されている。また、日本海特有の激しい冬季風浪や度重なる台風の襲来を受ける地域でもあり、高波浪による海岸侵食や越波などの災害を繰り返し被ってきた。このため、海岸保全施設の整備が進められてきたところであるが、保全機能が十分でない地区が残っており、既設の海岸保全施設の老朽化も懸念されている。とりわけ、高度経済成長期に集中的に整備した施設の多くは、今後一斉に老朽化していくことが予測され、施設の補修・更新費用の増加や集中化が懸念されている。よって、背後地で生活する人々の安全を確保するためには、機能不足施設の改良や老朽化施設の改良など、より安全性の高い海岸保全施設による防災機能の向上とともに、計画的・効率的な老朽化対策の推進が必要と考えられる。

また、水門や陸閘などは、利用者の利便性に配慮する一方、高潮や津波の発生時に 防潮機能を確保するため、迅速かつ確実な閉鎖と併せて操作員の安全確保や閉鎖状況 の把握が求められる。

なお、津波からの防護に関しては、設計津波や津波浸水想定の結果をふまえ、新たな施設整備、既存施設の改良などハード対策の推進が必要と考えられる。

海岸保全施設には背後地の保全といった防災面だけではなく、自然環境や景観の保全、海水浴場などとしての利便性など多面的な配慮が求められている。優れた消波機能をもつ砂浜や、松林などの海浜植生も含めた自然海岸の維持・保全対策が必要と考えられる。侵食対策についても、汀線の保全や回復、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支を把握したうえで、適切に対応する必要があると考えられる。

但馬沿岸は立地条件的に高潮・津波などの災害時に孤立しやすい地区が多いと考えられるので、海岸保全施設の整備だけではなく、背後地の急傾斜対策や緊急時の避難 経路や避難場所の確保、災害発生時の迅速・適切な情報の収集や発信、地域と協力した防災体制の整備、さらに土地利用の調整などのソフト面における対策などが必要で ある。このため、地域住民が中心となった協力体制の確立により、地域住民が一体となって海岸の管理に参加し、また行政と一体となって防災・減災対策に参加・協力で きるシステムづくりなどが必要であると考えられる。

②環境の整備と保全に係る課題

但馬沿岸の海岸は山陰海岸国立公園に指定されており、優れた海岸景観を有する風光明媚なところである。地殻変動と日本海の厳しい洗礼を受けて創造された美しい海岸景観、その中で息づく豊かな樹林地や多種多様な生物相などの優れた生態系を有している。特に、但馬沿岸の特徴的な植生分布である、南北植物の交流や海食崖のカシワ林などの植生環境は重要である。しかし、里地において共生していたコウノトリが絶滅の危機に瀕し、保護増殖が必要となったように、現在のままで放置することはできない。このため、多様な生態系を後世に残す貴重な財産として守り育てていく必要があり、また、その重要性は極めて高いことから、これらをふまえた保全整備を検討していく必要がある。

本沿岸は、山陰海岸国立公園の優れた景観や天然記念物などの学術上貴重な自然、生態系の重要な生育・生息地が多く、比較的良好な自然環境が保たれているが、将来にわたってもこのような自然環境を維持していくことが求められている。また、沿岸域の環境を守るためには沿岸域での環境保全だけでなく、漁業の振興や背後に控える森林の保全育成も必要不可欠と考えられるところである。このため、漁業と林業の総合的・積極的な環境への取り組みを図るとともに、沿岸域での自然創出の取り組みが求められる。これらに取り組むとともに砂浜などの持つ環境保全機能を活用することにより、山陰海岸国立公園の美しい自然環境の保全保護をはじめとして、沿岸域の環境保全や景観保全及び自然回復が可能であると考えられる。

気比の浜では海岸探勝及び海水浴利用施設、竹野浜では海水浴場の環境整備、猫崎半島では半島探訪、博物展示施設の整備、今子浦では探勝歩道、展望休憩施設、博物展示施設、運動場の整備など様々な計画があり、自然環境との関係を配慮しつつ、計画を進めることが必要である。このほか、美しい海岸景観や日本海の夕景や漁り火といった季節の風物詩となる風景を活かすため、自然環境に配慮しつつ展望地の確保など、人と海とのふれあいを確保するための施設についても考慮する必要がある。

沿岸域の背後地では、徐々に開発が進んでおり、特に各市町の中心部では都市化に向けた整備が進められているところである。このため、海の環境保全に向けた体験交流、沿岸施設(港湾、漁港、道路、砂浜など)における自然景観の回復を目指した景観対策・環境対策、内陸部からの汚染流入対策など、海・川・山との連携強化を図りながら環境保全を目指すことが必要である。また、沿岸域では海浜への車の乗り入れ

や貴重種など生態系の生息地内への立ち入り、タンカーによる油流出といった突発的な事故などによる環境影響への対応など、様々な環境問題に対する適切な対応が求められているところである。

これらをふまえ、地域住民の参加・協力による海岸環境の保全・保護活動の継続・ 活性化を進めるとともに、施設利用のルールづくりによる規制及び周知徹底化を図る など、地域住民が一体となって管理に参加できるシステムづくりを行い、ソフト面で の対策の強化も積極的に推進する必要がある。

③公衆の適正な利用に係る課題

沿岸域は、古来より地域社会において行・祭事の場として利用されており、地域の神社仏閣との関わりの中での文化形成において重要な役割を果たしてきたところである。但馬沿岸には、絹巻神社と暖地性原生林(豊岡市)、円山応挙と大乗寺(香美町)、浜坂文学の散歩道(新温泉町)といったような歴史的・文化的資源と自然の保存が行われ、県指定無形文化財の麒麟獅子舞や久谷ざんざか踊(新温泉町)、といった歴史的な祭事も数多く残されている。これらは沿岸域にとっての貴重な歴史・文化資源であり、今後も守り育てていくことが必要である。

沿岸域の海水浴場を中心として、ゴミの放置問題、港や河川などにおける放置艇の問題や、水上バイクの海浜利用による海水浴客との事故やトラブル発生の危険性などの問題については、現在も地域住民をはじめとするボランティア活動や、注意を促す看板の設置などにより対処しているが、さらなる適切な対応が求められているところである。また、日本海沿岸海岸の特徴である複雑に入り組んだ海岸線には、海岸漂着物が漂着し易く、また、冬季に海岸に吹き寄せる北西の季節風により、外国からの漂着物が散見されるなど、毎年多くのゴミが海岸に漂着し、景観、自然環境、観光などへの影響が懸念されており、兵庫県では平成23年3月に「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」を作成している。

こうした状況をふまえ、現在の地域住民などによる美化活動の継続・活性化を進めるとともに、沿岸域施設の利用者や観光客へのマナー啓発を含めたソフト面での対策について、地域住民の参加・協力によるシステムづくりや、住民主体の活動体制の確立により、さらなる保全対策の強化を図る必要がある。

沿岸域の大半が自然海岸となっている但馬沿岸は、自然海岸の中に利用空間が創出されている状況であり、自然海岸と利用主体の海岸がある程度の距離を持って繰り返すという特徴がある。現在の自然海岸を利用主体の海岸に変えることは基本的に望ましくなく、また、断崖絶壁など利用にそぐわない地形のところも多い。よって、保全

施設整備計画の検討においては、現在利用が主体となっている海岸では防災面及び利用面からの安全性やアクセス性、利便性・快適性を高め、背後地の開発整備に対する 適切な指導(自然環境、景観への配慮)など、地域住民にとっても安全で快適な海岸 環境となるようにレベルアップを図ることが必要であると考えられる。

沿岸域の産業活動では、漁業において高齢化や後継者の不足、漁獲量の変動や燃油・ 資材の高騰などによる不安定な生活などから、漁場環境の保全と併せて水産資源を守 り育てる資源管理型漁業の推進を図るとともに、地元水産物の付加価値向上や販路拡 大による、漁業におけるポテンシャルアップとともに、水産加工業や観光業との連携 強化による活性化対策など、新しい産業展開が必要であると考えられる。

現在の海と観光の関係では、夏の海水浴と冬のカニ料理というように2つの季節に特化している。また、各市町では観光面の強化に向けた様々なイベントの展開を図っているが、一年を通じて安定した集客を図るための展開が求められているところである。このため、夏以外での砂浜の利用促進、地域活性化に向けた取組を推進するとともに、ユニバーサルデザイン化への展開となる海辺へのアクセスの確保、社会的弱者(高齢者、障がい者、子供)への配慮、海水浴場の美化や利便性の向上、海浜利用の適切な誘導、マナーの向上に向けた啓発活動、背後地の適切な開発誘導などを図るため、地域住民が主体となった保全活動の体制を確立し、ソフト面を含めた幅広い対策・改善などを積極的に進めていくことが必要であると考えられる。

④その他の課題

但馬沿岸は、古来より海運及び漁業で賑わった地である。現在は海運から陸運へと変化し、漁業や観光といった産業を中心として賑わう地となっている。今後の沿岸域は、さらなる活性化に向けて、海と陸との一体化による新たな展開が必要となっており、事業中である山陰近畿自動車道(鳥取豊岡宮津自動車道)や北近畿豊岡自動車道の活用による陸運強化により、東西(京都・鳥取方面)及び南北(大阪・神戸方面)のネットワークの強化が必要である。

沿岸域は、現在観光シーズンに渋滞が発生するなど、交通アクセスの面で不利な状況にあり、上記のような広域幹線道路の早期整備が期待されているところである。このため、今後のアクセス条件の改善による、さらなる来訪者の増加と地域交流の活性化に向けて、但馬沿岸のみならず、県下全域さらには近畿・中国との強い連携を持つ空間としてとらえ、但馬空港との近接性も活かした広域交流についても考えていく必要がある。

自然海岸と利用主体の海岸のすみわけが比較的明確であることから、これを基本と しながら、海洋資源などの保全と活用(利用)を明確に区分することが考えられる。 このため、日本海独特の海岸美と特産品を活かしつつ、隣接府県と一体となった魅力づくり、相互活性化に向けての取り組みを行っていくことが必要と考えられる。

現在は海・川ともに良好な水質を保っているが、沿岸各地における放置ゴミや漂着ゴミの問題、背後地における開発整備や従来の生活特性からの変化などに伴い、内陸部における汚染が河川を通じて海に影響を与えることが懸念されている。今後、環境面での問題が沿岸域、さらには内陸へと広がることも予想されることから、地域住民の参加・協力を中心に1市2町が一体となって、沿岸域とともに背後地との連携を考慮した美しい沿岸域づくりに、継続的に取り組んでいく必要があると考えられる。

(2) 但馬沿岸の保全に関する基本理念

但馬沿岸における海岸保全の方向性を示す、沿岸域への対応及びその保全について の「基本理念」を設定する。

但馬沿岸の保全に関する基本理念及びテーマは、「第 I 編 1-3 (10) 海岸への要請」 (P12~)、「同 1-4 (1) 但馬沿岸の長期的な課題」(P14~)などをふまえて設定した。 また、四季折々の自然と調和した海岸づくりを念頭に、四季のテーマも設定した。

<基本理念>

いにしえ

但馬沿岸には、 古 より北から南から訪れ息づいた貴重な植生をはじめ、猫崎のオヤマグリなどの岩礁や平井の鼻や矢城ヶ鼻といった特徴的な海岸がある。

また、天然記念物の鎧ノ袖や但馬御火浦に代表される海食崖や洞門・洞窟と、スダジイやカシワなどの植物群落、ユウスゲやワカサハマギクなどの岩崖植生、ハマナスやハマヒルガオなどの海浜植物の緑が織りなす海岸美、そして小さな砂浜(ポケットビーチ)や河口域・汽水域など、これらが繰り返し出現する様は海辺のミュージアムのようであり、ここに但馬特有の原風景が息づいている。

これらは四季折々に美しい海岸景観を形成するとともに、様々な生態系に豊かな 生息環境を与えており、自然あふれる環境が存在している。

このような優れた自然環境は、天然の防災施設として機能し、本沿岸域の海岸保全においても重要な役割を果たしており、地域住民の生活環境として、また、漁場環境や海洋性レクリエーションの資源としても貴重であり、21世紀に向けて継承していくべき財産である。

これらの豊かで多様な自然環境と、但馬特有の原風景を守り伝え、人と船と海の歴史や文化を継承し未来に活かしていくとともに、安全で豊かな暮らしを実感でき、四季の自然を大切にした 21 世紀の交流空間づくりを図っていくことが重要である。

したがって、但馬沿岸域の海岸保全の基本的な方向は、現在の自然環境を維持しながら、古代より各地から絶えず集まり交わる人と船と文化により育まれた故郷を守り、さらに大きく育てる 21 世紀の海岸づくりを目指すものである。



かいしょくがい

日本海の厳しい自然が育んだ、海食崖に洞門・洞窟、ポケットビーチに鼻とグリ 大陸や南北より伝わり残る岩崖植物や海浜植物が織りなす四季の彩り 古より伝わる津々浦々の歴史と文化と人の営み

守り活かし伝えよう ふるさと但馬は海辺のミュージアム

<四季のテーマ>

現在の自然環境や利用資源の保護・維持に配慮しながら、適切な沿岸域の防護 を図ることを基本とする。

また、春夏秋冬、四つの顔を持つ但馬沿岸は、その絶景なる海岸美と豊かな自然美に抱かれながら安らかな生活が営まれ、また遠来より大勢の人々が集い楽しむことができる沿岸域づくりを行う。

(春のテーマ)

海辺を彩るハマエンドウやハマヒルガオなどをはじめ、沿道のサクラ並木など 華やかな植生が織りなす海岸美につつまれた、心地よい海辺で自然の息吹を楽 しめる海岸づくり

(夏のテーマ)

ハマナスやユウスゲで彩られた海辺、海水浴を楽しむ人々の明るい声が弾み、 人と人・人と自然がふれあい、自然を満喫できる海辺で交流を楽しめる海岸づ くり

(秋のテーマ)

海辺に彩りを添えるワカサハマギクやハマベノギクが咲き、紅葉の鮮やかな自然美と漁り火が織りなす浪漫の香りが漂う海辺、日々刻々と変化する風景に彩られた海岸景観を楽しめる海岸づくり

(冬のテーマ)

雪化粧で美しい海辺とまちなみを楽しみ、温泉と日本海の幸を味わいながら海 文化と食文化に触れて心を癒す、自然の恵みで身も心も温まる交流を楽しめる 海岸づくり

(3) 但馬沿岸の保全に関する基本方針

「前項1-4(2)但馬沿岸の保全に関する基本理念」(P19)の基本理念及びテーマをうけ、保全に関する基本方針を以下のように設定する。

<基本方針>

■ 但馬特有の豊かで多様な自然環境と風景の保全と創出を図る

・豊かで多様な緑あふれる海辺の自然環境及び但馬特有の水と緑が織りなす海 岸風景を保全しつつ、藻場や海岸林、磯場・岩場、砂浜の維持・回復など、 生物生息環境の保全と創出を進める

■ 貴重な自然や歴史・文化を活かし継承する海辺環境を創出する

・貴重な自然とともに歴史・文化資源の保全と創出、優れた地域景観の形成、 ならびに水辺と人とのふれあいの場づくりを進め、アメニティ性豊かな海辺 環境を創出する

■ 安全で快適な海岸づくりを進める

・日本海特有の激しい気象条件の中で、古来より続けてきた沿岸域での生活を 災害から守り、将来に継続していくため、人と生きものが安心して快適に生 活できる海岸づくりを推進する

■ 海辺の暮らしを楽しめる海辺空間を創出する

・日本海の自然と恵みを大切にしつつ、海辺の生活環境・漁業環境の保全と改善を進めるとともに、人と自然、人と生きものがいきいきと暮らせる心地よい海辺空間を創出する

■ 海と川の交流ネットワークを形成し多様な親水空間を創出する

・沿岸域の住民や港湾・漁港、観光施設などで働く人々、来訪者の交流・情報 交換の場として、また、沿岸域の住民による美しい海辺の創出を目指した里 海・里浜づくりなど、多様な水辺ニーズに応える親水空間を創出する

2. 海岸の防護に関する事項

海岸保全基本方針(平成27年2月変更)に基づき、防護すべき地域、防護水準などの 海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

但馬沿岸は日本海側の厳しい気候のなかで、古来より自然とともに育まれた海域と陸域からなり、自然環境及び社会環境の急激な変化や海岸災害の発生、様々な利用面での競合、砂浜減少による利便性の低下など、様々な問題が生じている。このため、これらの諸問題を解決するとともに、県民生活の健全な発展と国土の有効な利用を推進するため、安全な海岸づくりを進める必要がある。

2-1. 海岸の防護の目標

(1) 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備・改良されない場合に、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とし、高潮・津波に対しては防護水準として設定した潮位、波浪及び津波が発生した場合の浸水区域、侵食に対しては現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響範囲とする。

(2) 防護水準

防護水準は、対象海岸の背後状況や地域ニーズに応じて海岸管理者が適切に設定することとし、地域住民と一体となったソフト面での対策などを図ることにより、総合的な防護を図るものとする。

●高潮に対する防護水準

過去に発生した高潮の記録などに基づく既往最高潮位に、近年勢力を増している台 風による高波等を考慮に入れた推算波浪の影響を加えて、これらに対して防護するこ とを目標とする。

●侵食に対する防護水準

侵食の進行している海岸では現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合や、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、必要に応じて汀線の回復を図ることを目標とする。

●津波に対する防護水準

津波からの防護については、日本海で発生する地震による津波を対象として発生頻

度をふまえた二つのレベルの津波を想定し、これらに対する防護目標を設定する。

【レベル1津波】

数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対しては、原則として津波の越流を防ぐ。

【レベル2津波】

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、津波の越流を一部許容するが、防潮堤の嵩上げ等により、浸水被害を軽減する。

但馬沿岸における防護水準は、表 I -2-1、表 I -2-2のとおりとする。また地区区分についてはP36 図 I -5-1、表 I -5-1のとおりとする。

表 I -2-1 防護水準

| | | | | 防護水準 | | | | | |
|----------|--|-----------|-----------|----------|----------|--------|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| + m- 2 | +u+=================================== | | |] | | | | | |
| 市町名 | 地区名 | 潮位 | | Ho (海 | 浸食 | | | | |
| | | (設計高潮位) | 換算地点 | To(周 |] | | | | |
| | | | | 30年確率波 | 50年確率波 | | | | |
| | 豊岡東 | | | Ho=9.9m | Ho=10.9m | | | | |
| | 津居山 | | 46 | To=14.0s | To=14.9s | | | | |
| | 豊岡西 | | | 10-14.08 | 10-14.08 | _ | | | |
| 豊岡市 | 竹野東 | | <u>an</u> | Ho=9.9m | Ho=10.8m | | | | |
| | | - | (a) | To=14.0s | To=14.8s | _ | | | |
| | 竹野浜 | | 48 | Ho=10.1m | Ho=10.9m | | | | |
| | 竹野西 | | 60 | To=14.1s | To=14.8s | _ | | | |
| | 香住東 | | 49 | Ho=10.1m | Ho=10.8m | | | | |
| | | T.P+1.20m | - ED | To=14.1s | To=14.8s | _ | | | |
| | 安木浜 | | 50 | Ho=10.1m | Ho=10.9m | | | | |
| | 佐津西 | | | To=14.1s | To=14.8s | 現状の汀線維 | | | |
| 香美町 | 柴山 | | | 10 11.15 | 10 11.00 | 持もしくは必 | | | |
| | 大引鼻 | | 51 | Ho=9.6m | Ho=10.4m | 要に応じた汀 | | | |
| | 香住浜 | | • | To=13.7s | To=14.4s | 線の回復 | | | |
| | 鎧東 | | ග | Ho=10.1m | Ho=10.9m | | | | |
| | 余部 | | | To=14.2s | To=14.9s | _ | | | |
| | 伊笹岬 | | <u> </u> | Ho=10.0m | Ho=10.9m | | | | |
| | 浜坂東 | | | To=14.0s | To=14.8s | _ | | | |
| | 田井ノ浜 | | 54 | Ho=10.0m | Ho=11.0m | | | | |
| | 浜坂中央 | | 9 | To=14.1s | To=15.0ສ |] | | | |
| 新温泉町 | 諸寄 | | \$5 | Ho=10.0m | Ho=10.8m | | | | |
| | | | | To=14.0≲ | To=14.7s |] | | | |
| | 浜坂西 | | <u>®</u> | Ho=10.0m | Ho=10.8m | | | | |
| | | | | To=14.1s | To=14.8s | | | | |

※沖波推算地点は代表地点としているため、複数地点から、検討する対象施設に対して適切な沖波を選定すること。(沖波換算地点は図 I-2-1 のとおり)

出典:漁第1275号 漁港課長通知

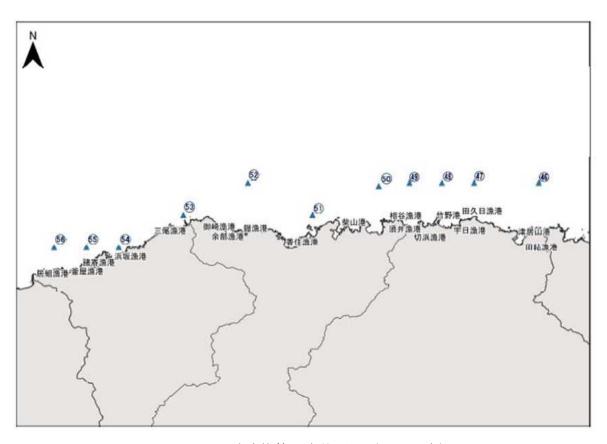


図 I-2-1 沖波推算地点位置図(但馬沿岸)

出典:漁第1275号 漁港課長通知

表 I-2-2 津波に関する防護水準

| 区分 | 地域海岸名 | 対象地震 | 津波水位* | | |
|---------|----------------------|---------------------|-------------------|--|--|
| ## 1771 | 但馬地域海岸5 | 日本海中部地震 | T. P. +1. 3∼3. 3m | | |
| 豊岡市 | 但馬地域海岸4 | 日本海中部地震 北海道南西沖地震 | T. P. +1. 4∼3. 6m | | |
| T V. D. | 但馬地域海岸3 | 日本海中部地震 | T. P. +1. 4~2. 6m | | |
| 香美町 | 但馬地域海岸2 | 日本海中部地震 | T. P. +1. 8∼3. 2m | | |
| | /n E 116.14 /c 111 - | | | | |
| 新温泉町 | 但馬地域海岸1 | 日本海中部地震 | T. P. +1. 3∼2. 6m | | |

※地域海岸毎での最大値及び最小値を記載。



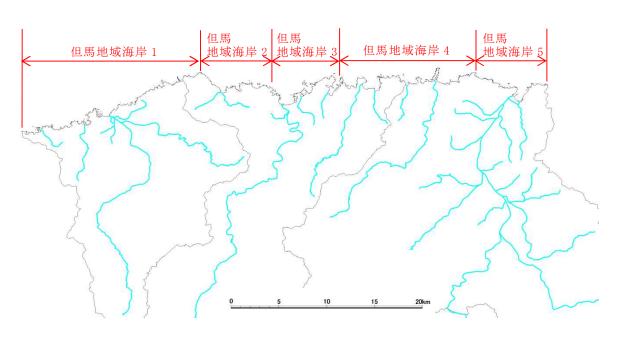


図 I-2-2 地域海岸の設定状況

2-2. 防護の目標を達成するための施策

<地域を守る安全な海岸の整備>

但馬沿岸は、海岸線まで急斜面の山地が迫っているところが多く、その合間に存在する低地に集落や主要道路などが集中しており、ポケットビーチなどの砂浜が形成されているところも多い。

日本海特有の激しい冬季風浪や度重なる台風の襲来を受ける地域でもあり、高波 浪による海岸侵食や越波などの災害対策として海岸保全施設の整備が進められてき たが、保全機能が十分でない地区が残っている。

また、既設の海岸保全施設の老朽化も懸念されているほか、海岸保全施設の整備に際しては、背後地の保全といった防災面だけではなく、山陰海岸国立公園の豊かな自然環境や景観の保全、海水浴場などとしての利便性など多面的な配慮も強く求められている。

このため沿岸域で人々の安全な生活や自然環境などを守るために、施設機能の適切な保持を図るための維持補修、また、機能低下施設や老朽化施設の改良など、防災機能の向上に努める必要がある。

施設の整備を進めるにあたっては、防護するだけでなく、景観や利便性にも配慮した潜堤や砂浜の復元、階段護岸の整備といった海岸へのアクセス性の向上にも配慮し、これらが一体となって海岸を守る面的防護方式の採用も検討する。また、優れた消波機能を持つ砂浜や、松林などの海浜植生も含めた自然海岸の保全・維持対策にも取り組み、より高質で安全な海岸の整備に努めていく。

侵食対策については、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めつつ、 砂浜の維持・復元を図っていくものとする。

また、発生頻度をふまえた二つのレベルの津波に対し、想定される被害の特性に 応じた対策を講じることとする。まず、レベル1津波に対しては、津波の越流を防 ぐことを基本として、防潮堤の整備・補強に加え、陸閘等を迅速かつ確実に閉鎖す るための電動化等を進める。さらに、レベル2津波に対しては、津波が越流した場 合でも浸水被害を軽減できるよう、防潮堤の嵩上げ等を実施する。また防波堤の改 良等を併せて行うことにより被害の軽減を図る。

水門や陸閘については、適正な維持・補修に加え、高潮・津波などの災害時に安 全迅速な対応ができるよう、操作員の訓練実施など運用面の充実を図る。

高度経済成長期に整備した施設の老朽化が急速に進むことが懸念されるなか、 高潮や津波などに対し、海岸保全施設がその防護効果を発揮するには、施設の健 全性確保が不可欠であるため、適切な時期に調査・点検を行うとともに、予防保 全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な施設の維持・補修・更新を行う。 <地域住民と一体となった防災・減災対策>

急斜面の合間に低地が存在する但馬沿岸では、高潮・津波などの災害発生時に孤立しやすい地区が多い。したがって、海岸保全施設の整備だけではなく、緊急時の避難経路や避難場所の確保、災害発生時の対応方法の周知徹底、避難誘導の方法やルートの調整、迅速・適切な情報の収集、発信などのソフト面での対策も必要である。

このため、地域住民が主体となって防災・減災対策を進めるシステム及び活動体制を確立し、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を進めるとともに、地域の連携促進による防災・減災対策の円滑な推進に努めるものとする。

なお、但馬沿岸においては、過去に巨大地震やそれに伴う津波被害の発生はほとんど確認されていない。しかし、日本海東縁部では過去に10~20年間隔で津波による大きな被害を伴う地震が発生しており、津波防災についても地域防災計画などにおいて配慮しておく必要がある。

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸保全基本方針(平成27年2月変更)に基づき、海岸環境を整備し、及び保全する ために実施しようとする施策の内容を定める。

3-1. 海岸環境の整備及び保全のための施策

<沿岸域の生態系の保全・保護>

但馬沿岸では、日本海特有の豊かで多様な海洋生物相や海辺や海中の生態系、緑を背景とした優れた海岸景観など、豊かな自然環境が広範囲に存在している。こうした豊かな自然環境はこわれやすく、その回復には長期の時間を要し、景観の復元は困難となることが多い。このため、生命の源となる水と緑、生物の生息環境である磯場や岩場、景観など、現状の維持や保護・保全、及び回復が、貴重な植生や生物の保全のみならず、漁業資源(海産物)の維持・回復も含めた環境づくりの基本であることを考慮していく必要がある。

これらの環境は、但馬沿岸での生活はもとより、漁業や観光、レクリエーションなどの主要産業にとってもかけがえのない貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを供与する存在として重要であることから、環境の創出及び回復を含めた環境保全に努めていくものとする。特に、藻場や海岸林、磯場・岩場の保全や再生は、水産資源を守り育て、漁場環境の保全と栽培漁業にも有効であることから、地域住民の協力を得つつ、観光客など来訪者のマナー啓発を含めた積極的な保全対策に努める必要がある。

また、突発的な油流出事故といった環境災害への対応をはじめ、海岸環境の情報 収集・整理・分析・公開などの定期的な実施による、但馬沿岸の環境情報の共有化 と、これを将来にわたり継続して管理し、守り育てていく必要がある。このため、 地域住民が参加しやすいシステムづくりや環境教育の充実により、住民主体の協力 体制の確立や組織づくりを行うとともに、今後の海岸整備においては、生息地とし て重要な砂浜などの環境調査を行うなど、生態系の保全活動を推進する必要がある。

<沿岸域の植生の保全>

但馬沿岸では、朝鮮半島を経由してきたカシワやケヤキといった大陸系の植物が 生育しているのをはじめとして、多種多様な生物相がみられる。このため、海岸の 整備においては事前の詳細な調査・研究を行うとともに、各種事業に際しての環境 保護対策の確立を目指していくなかで、沿岸域に分布するカシワ群落やスダジイ群 落などの植生については群落一体とした面的な保全に努める。海浜植生は海岸ごと に拠点を設定し柵を設けて人の進入を制限するといった生息地内立入規制や、マナ 一向上を図る啓発活動、地域住民の参加による保護教育と保護活動の推進などにより、地域住民が主体となって長期的・継続的に保全対策を進めていく必要がある。

また、沿岸域においては、白砂青松などの優れた海岸景観であるマツを守ることが磯を守ることにもつながることから、その但馬特有の自然景観が損なわれることのないように、適正な保全に努める。

<沿岸域の景観の保全>

砂浜は防災上の機能に加え、白砂青松などの美しい海岸景観の構成要素であり、 人と海とのふれあいの場として、また、海水浄化の場としても重要な役割を果たし ている。よって、砂浜の保全と回復については、優れた海岸景観が損なわれること のないように、自然環境にも配慮した整備を行うものとする。

なお、ポケットビーチは、海岸景観の重要な景観要素であることから、基本的には自然海岸のまま維持することとするが、砂浜の衰退などが生じた場合には、砂浜の移動状況を把握しつつ、必要に応じて潜堤の設置や砂や礫による養浜事業を進め、その回復と保全に努めるものとする。

なお、漂砂帯全体の土砂収支を把握し、流出・堆砂区域が明らかな場合には、その部分の砂を浚渫して養浜するなどの工夫を行うなど、適切に管理していく必要がある。

また、砂浜への車両の乗り入れやゴミの放置といった問題に対しては海岸利用のルールづくりや規制などの検討を進めるものとする。特に、海岸の利便性の向上を図る際には、利用者が増加し、ゴミなどにより景観が損なわれることがないように考慮していくものとする。さらに、地域の海岸愛護の活動を促す環境教育などを進めながら、地域住民との連携をより緊密にしていくとともに、愛護活動の人材を育成し、より適切な管理体制の確立に努めるものとする。

優れた景観を活かすためには、展望のための良好な場所が不可欠であることから、可能な限り展望地及びアクセスとなる遊歩道などの環境整備を進める。また、海辺景観には、海中公園をはじめ、砂浜や松林、集落、背景と山並みなど、多様な要素があるほか、これらが一つとなって近景から遠景にいたる海辺景観を構成していることから、個々の景観要素の保全を図りながら、広い視点に立って全体としてまとまりのある、良好な海辺景観の形成を目指していくものとする。

このため、人工改変地や裸地といったところには、自然景観の回復を目標とした 植栽を施すほか、人工的な護岸や法面などについては自然になじむ色彩や、石積み といったように表面処理に工夫を行う。

沿岸部における構造物設置については、周囲に威圧感や閉鎖感などを与えないよう、色彩・素材・緑化などの工夫により修景し、自然景観への影響を極力抑えるように努めるものとする。また、施設案内サインなどの設置についても、但馬沿岸ら

しい自然の風景を損なうことのないようなデザインの検討を進めることが必要である。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸保全基本方針(平成27年2月変更)に基づき、海岸における公衆の適正な利用を 促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

4-1. 公衆の適正な利用を促進するための施策

<歴史・文化資源の保全>

但馬沿岸では、古来より北前船の寄港地として開けた港町の歴史や、人々の暮らしを示す数多くの文化を有しており、こうした豊かな文化の復元は困難となることが多い。歴史的風土の継承は但馬沿岸において、生活環境はもとより、漁業や観光、レクリエーションなどの主要産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを供与する存在として重要であることから、その保全に努めていくとともに、行・祭事やイベントなどにおいても1市2町が連携して盛り上げていくための協力体制づくりなどを進める必要がある。

<地域連携の促進と海岸保全の活動>

海浜部における放置ゴミや漂着ゴミ、内陸部における環境の悪化が水系を通じて沿岸域に至るといった美化問題は、沿岸域のみならず内陸部を含めた問題であり、迅速な対応・対策が必要となる。このため、現在進められている住民活動やボランティア活動をはじめ、観光業者、来訪者などを含めて、参加しやすいシステムづくりに努め、継続的な美しい海岸づくりを目指すものとする。

また、海辺の定期調査やモニター活動といった海岸監視のシステムづくりや、地域住民や子供たちにもわかりやすい環境教育の実施、里海・里浜インストラクターといった人材育成といった長期的な視野に立った活動や、その活動を支えるためのシステムづくりを進めるなど、地域連携をより深めるための積極的な保全・教育活動の展開が必要であると考えられる。

さらに、県や各市町及び関係団体による新たな体制・組織づくりを積極的に進め、各市町の広報活動や協議会などを通じて、沿岸域と内陸部との連携及び一体化による組織的な美化活動の展開を早期に図るべく具体化を推進する必要がある。また、沿岸域施設の利用者や観光客へのマナー啓発をさらに進めるとともに、美化活動の状況を広く知らしめ、協力を積極的に呼びかけていくように努めるものとする。

<沿岸域の利便性向上と体験学習の場づくり>

沿岸域利用の利便性については、現在幹線道路から海辺に至るアクセスのわかり やすさや、施設面での充実が望まれていることから、わかりやすいルート表示や案 内表示、さらに海岸部での利便施設のある場所づくりが必要である。

さらに、安全で快適な海辺へのアクセスの確保として、高齢者や障がい者、子供も日常生活の中で海辺に近づくことができ、自然とふれあえるように配慮した、アクセス路及び利便施設のユニバーサルデザイン化を推進し、利便性の向上を図ることが必要である。

また、漁業体験(ホタルイカ漁や地引き網など)やスノーケリング、磯の自然観察など、沿岸域の生き物や植生とふれあう環境学習、さらに、地域住民やボランティアの参加による海の調査研究体制づくりなど、自然環境と海洋性レクリエーションが連携した海浜利用の展開について、地域住民と一体となって継続的かつ積極的に推進する必要がある。

<プレジャーボート対策の推進>

沿岸域の港や河川などに不法係留されている放置艇については、これまでの関連法(港湾法:第37条11、第43条8等、漁港漁場整備法:第39条5等、海岸法:第8条2等、河川法:第29条等)による対応と合わせて、係留禁止区域の設定を視野に入れた早急な対応策の検討及び適切な処置を迅速に行うためのルールづくり・体制づくりを推進する。

また、水上バイクにおいては、特に夏期の海水浴シーズンにおいて、陸上・水面の両活動指定区域の設定により、海水浴客や海浜利用者との明確な利用区分を行うなどとともに、指導・監視体制の強化による安全対策の徹底・推進に努めることが必要である。

<自然公園内施設の充実>

山陰海岸国立公園内の施設整備については、竹野地区、今子浦地区において様々な施設の計画がある。これらの地区では、これまでにも公共的施設の整備を重点的に行っており、また、今後も自然の特性を活かした、自然とふれあう利用の促進を図っていく計画となっている。

このため、これらの地区においては、自然環境の保全を基本としつつ、これらの 施設を活かしながら、沿岸域の自然とのふれあいや利用の推進を図っていくことが 必要である。

<沿岸域のネットワークづくり>

人と海とのふれあいを大切にした沿岸域づくりのため、漁業をはじめ、海洋性レクリエーション施設などの相互利用においては、既存施設における機能向上とともに、海の交流拠点として港湾や漁港を位置づけ、沿岸域を連携するネットワーク化

を目指すものとする。

このため、整備においては各計画段階において関係機関との調整を図るほか、各機関が連携して総合的により価値の高いものを構築するための体制づくりに努め、 沿岸全域レベルでのネットワーク化を目指していくこととする。

特に、イベントに関しては沿岸の市町が年間を通して連携し、但馬沿岸のブランドづくりに努める必要がある。また、地域住民の参加と各市町の連携による海辺空間の自然を守り育てる活動や、それを活かし楽しむ空間創出を目指した「里浜づくり」についても、地域住民と一体となって継続的かつ積極的に取り組んでいくものとする。

5. 特性エリアの目標

5-1. 特性エリアの方向性

但馬沿岸の特性をふまえ、沿岸域を図 I -5-1、表 I -5-1に示す20地区に区分する。 地区区分については、環境保全及び利用における各資源の分布状況をふまえて、海 食崖や岩礁、港湾・漁港や海水浴場、市街地の形成と河川流域とのつながりなどの地 形的な区分を考慮して設定している。

また、各エリアの特性を以下に示すようなA・B・Cの3つの特性類型として分類整理している。

Aは「環境保全重視エリア」で、現在貴重な自然環境・景観などの資源が豊かなエリアであり、集落やポケットビーチ、漁港などの利用もあるが、基本的に自然が中心のエリアである。

Bは「環境利用調整エリア」で、自然環境・景観などの資源と、漁業などの産業活動の利用が複合・共存しているエリアであり、豊かな自然と共に集落や海水浴場、港湾や漁港などがあるエリアである。

Cは「利用促進エリア」で、漁業や観光といった産業を中心に、積極的な利用展開が図られているエリアであり、各市町の中心となる観光地や港湾、漁港などがある。 部分的には自然も含まれるが、基本的に利用が中心のエリアである。

このような3つの特性エリアにおける海岸保全の方向性については、以下に示すように整理を行った。

『A:環境保全重視エリア』の方向性

岩礁、砂浜、藻場、さらに様々な植物群落など、生物にとって多様な生息・生育環境を有するエリアであり、ここには特有の環境に依存した固有の生物が数多く存在しているとともに、国立公園の優れた自然景観を形成しているところでもある。

これらの海岸環境は有限であり、これまでに喪失した自然の復元や景観の保全とと もに、自然と一体となった海岸環境の保全に努めるものとする。

また、本エリアは天然記念物などの学術上貴重な自然・生物を有することから、必要に応じて、部分的な車の乗り入れや人の立ち入りなど、一定の行為を規制することも考慮する。

『B:環境利用調整エリア』の方向性

豊かな自然のなかで利用も行われているエリアであり、その調和においては海岸の 多様な生態系や美しい景観の保全に努め、各エリアの自然特性に応じた環境保全を行 うなかで、自然を活かした体験型利用の展開などを進めていく。

海辺に近づけない海岸部などにおいては、自然環境に配慮しつつ必要に応じてパブリックアクセスを確保し、海とのふれあいの場を確保する。また、遊休地や空き地などは但馬沿岸の多様な自然生態系の保全・育成を図る環境創造の森づくりなどの積極的な環境づくりを進める。

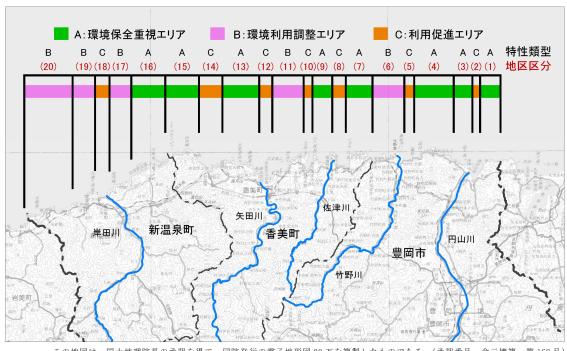
『C:利用促進エリア』の方向性

古来より北前船の寄港地として、また祭りや行事の場として利用されており、地域 文化の形成や継承においても重要な役割を果たしてきたところである。

現在は海洋性レクリエーションの場としても利用され、また憩いの場・交流の場と しても利用されているところでもある。また、今後は新しい但馬沿岸の活性化と人々 の交流を図っていくうえでの拠点となるところでもある。

これらの機能を活かしながら、より適正な利用を確保するため、海岸利用の増進に 資する施設の整備などを推進するとともに、子供からお年寄りまで、全ての人々が安 全に、快適に海岸にアクセスできるユニバーサルデザイン化を積極的に進める。

さらに、現在の利用に加えて、参加・体験・学習型の自然とふれあう利用展開を進めるとともに、海岸利用におけるマナー向上を図るためのルールづくりや啓発活動、環境教育活動なども、住民参加により積極的に進めるものとする。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 20 万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

図 I-5-1 地区区分と特性エリアの分布

表 I-5-1 各地区の名称

| | | * * > - H - MJ - |
|----|-----------|------------------|
| | 地区区分 | 特性エリア |
| | (1)豊 岡 東 | A |
| | (2)津 居 山 | С |
| 豊岡 | (3) 豊 岡 西 | A |
| 市 | (4)竹 野 東 | A |
| | (5)竹 野 浜 | С |
| | (6)竹 野 西 | В |
| | (7)香 住 東 | A |
| | (8)安 木 浜 | С |
| | (9)佐津西 | A |
| 香 | (10)柴 山 | С |
| 香美 | (11)大 引 鼻 | В |
| 町 | (12)香 住 浜 | С |
| | (13)鎧 東 | A |
| | (14)余 部 | С |
| | (15)伊 笹 岬 | A |
| | (16)浜 坂 東 | A |
| 新 | (17)田井ノ浜 | В |
| 温泉 | (18)浜坂中央 | С |
| 町 | (19)諸 寄 | В |
| | (20)浜 坂 西 | В |

A:環境保全重視エリア

B:環境利用調整エリア

C:利用促進エリア

5-2. 地区ごとの目標

これまでの検討をふまえ地区ごとの目標を設定した結果を、表 I-5-2に示す。

地区ごとの目標は、その地区を総括する「海岸保全の目標」と、海岸保全基本方針 (平成27年2月変更)にあげられている「海岸の防護」、「環境の整備と保全」、「公衆 の適正な利用」の3つの視点ごとの目標に分けて設定した。

なお、目標の設定にあたっては、対象とする範囲を海岸の整備を行う際の影響範囲 とした。

表 I-5-2 (1) 地区ごとの目標

<豊岡市>

| 地区 | エリア | 地区ごとの目標 |
|-----|-----|---|
| (1) | | ●海岸保全の目標 |
| 豊岡東 | Α | 貴重な自然環境の保全を進める。 |
| | | ●各視点ごとの目標 |
| | | <海岸の防護> |
| | | 豊かな自然環境を維持する。 |
| | | <環境の整備と保全> |
| | | 魚付き保安林をはじめとする海岸植生や藻場の保全に努める。 |
| | | <公衆の適正な利用> |
| | | 自然資源との調和を図りつつ、釣り場の確保などの地域振興への支援に |
| | | 努める。 |
| | | |
| (2) | | ●海岸保全の目標 |
| 津居山 | С | 自然環境の保全・復元及び海岸の保全を図りつつ、自然と観光の調和し |
| | | た海洋性レクリエーション整備を推進する。 |
| | | ●各視点ごとの目標 |
| | | <海岸の防護> |
| | | 交流や観光の拠点としての機能を担っている環境を支えるため、既存の |
| | | 保全施設の維持・改良などに努めるとともに、背後地及び自然環境を守る。 |
| | | また、景観に配慮した高潮・津波・侵食対策の充実を図る。 |
| | | <環境の整備と保全> 魚付き保安林をはじめ自然海岸と周辺環境を含めてその保全に努める |
| | | とともに、円山川の植生や生物、水質の保全、砂浜の復元や気比の浜の海 |
| | | に、 |
| | | する。 |
| | | <公衆の適正な利用> |
| | | 海洋性レクリエーション基地としての充実を図るとともに、とよおか津 |
| | | 居山港かにまつりなどの行祭事と連携したエリアの活性化を目指す。 |
| | | |
| (3) | | ●海岸保全の目標 |
| 豊岡西 | Α | 生態系の積極的な保全を中心とした地域づくりを推進する。 |
| | | ●各視点ごとの目標 |
| | | <海岸の防護> |
| | | 豊かな自然環境を維持する。 |
| | | <環境の整備と保全> |
| | | 島しょ部などの特別保護地区や豊岡海中公園地区、魚付き保安林、藻場 |
| | | を中心とする貴重な生態系や、日和山海岸景観の積極的な保護・保全に努 |
| | | める 。 |
| | | <公衆の適正な利用> |
| | | 但馬海岸道路からの眺望や周辺自然環境との調和を図りつつ、新しい魅 |
| | | 力づくりなどによる地域振興への支援に努める。 |
| | | |

表 I-5-2(2) 地区ごとの目標

<豊岡市>

| <豊岡市 | | |
|------------|-----|--|
| 地区 | エリア | |
| (4) 竹野東 | A | ●海岸保全の目標 生態系の積極的な保全を中心とした地域づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 〈海岸の防護〉 豊かな自然環境の保全に努める。 〈環境の整備と保全〉 島しょ部などの特別保護地区や魚付き保安林、藻場を中心とする貴重な生態系や田久日・宇日の海岸景観などの積極的な保護・保全に努める。 〈公衆の適正な利用〉 但馬海岸道路からの眺望や周辺自然環境との調和を図りつつ、新しい魅力づくりなどによる地域振興への支援に努める。 |
| (5) 竹野浜 | С | ●海岸保全の目標生態系の保護や景観の保全とともに、漁業と観光の連携した交流拠点づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 〈海岸の防護〉 豊岡市竹野町の中心地を背後に控え、交流や観光の拠点としての機能を担っている環境を支えるため、景観に配慮した津波・侵食対策を図る。 〈環境の整備と保全〉 日本の渚・百選、快水浴場百選に選定されている竹野浜などにおける生態系や景観、魚付き保安林の保全に努める。 〈公衆の適正な利用〉 北前館及び海水浴場やキャンプ場、遊覧船を中心とした交流拠点づくりとともに、海洋性レクリエーション施設の充実や、北前まつり、たけの海上花火大会などの行祭事と連携した地区の活性化を目指す。 |
| (6) 竹野西 | В | ●海岸保全の目標生態系の保護や砂浜などの保全とともに、漁業と観光の連携した地域づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 〈海岸の防護〉 景観に配慮しながら、ポケットビーチや磯浜などの侵食・越波対策を図る。 〈環境の整備と保全〉 竹野海中公園地区、特別保護地区でありタブ・スダジイ群落を有する猫崎半島、藻場を中心に広がる貴重な生態系と魚付き保安林、竹野川の生態系や水質の保全、切浜のはさかり岩・淀洞門など海岸景観の積極的な保護・保全に努める。 〈公衆の適正な利用〉 竹野港を海辺の交流拠点として位置づけるとともに、既設海水浴場などのレクリエーション機能の向上を図る。 |

表 I-5-2 (3) 地区ごとの目標

<香美町>

| △台夫町 | | |
|------------|-----|--|
| 地区 | エリア | 地区ごとの目標 |
| (7) 香住東 | A | ●海岸保全の目標 生態系の積極的な保全を中心とした地域づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 〈海岸の防護〉 豊かな自然環境を維持する。 〈環境の整備と保全〉 島しょ部などの特別保護地区や魚付き保安林、藻場を中心とする貴重な生態系の積極的な保護・保全に努める。 〈公衆の適正な利用〉 道路からの眺望や周辺自然環境との調和を図りつつ、新しい魅力づくりなどによる地域振興への支援に努める。 |
| (8) 安木浜 | 0 | ●海岸保全の目標 生態系の保護や景観の保全とともに、漁業と観光の連携した交流拠点づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 <海岸の防護> 景観や貴重な生態系の保全に配慮しながら、ポケットビーチなどの侵食・越波対策を図る。 <環境の整備と保全> 魚付き保安林、藻場、ハマナスなどの貴重な生物や植物など、佐津川の生態系や水質などの積極的な保全に努める。 <公衆の適正な利用> 既設海水浴場やキャンプ場を中心にレクリエーション機能の向上を図る。 |
| (9) 佐津西 | A | ●海岸保全の目標 生態系の積極的な保全を中心とした地域づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 <海岸の防護> 豊かな自然環境に配慮しながら、ポケットビーチや礫浜などの保全に努めるとともに、津波対策の充実を図る。 〈環境の整備と保全> 島しょ部などの特別保護地区や魚付き保安林、藻場を中心とする貴重な生態系の積極的な保護・保全に努める。 〈公衆の適正な利用> 道路からの眺望や周辺自然環境との調和を図りつつ、新しい魅力づくりなどによる地域振興への支援に努める。 |

表 I-5-2(4) 地区ごとの目標

<香美町>

| ○ 合美可 / | - | |
|-------------|-----|--|
| 地区エ | ニリア | 地区ごとの目標 |
| (10) 柴 山 | С | ●海岸保全の目標生態系の保護や景観の保全とともに、漁業と観光の連携した交流拠点づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 〈海岸の防護〉 景観に配慮しながら、ポケットビーチや磯浜などの保全に努めるとともに、津波対策の充実を図る。 〈環境の整備と保全〉 魚付き保安林をはじめとする生態系の積極的な保全に努める。 〈公衆の適正な利用〉 既設海水浴場や柴山温泉を中心にレクリエーション機能の向上を目指す。 |
| (11) 大引鼻 | В | ●海岸保全の目標 生態系の保護や砂浜などの保全とともに、漁業と観光の連携した地域づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 〈海岸の防護〉 景観に配慮しながら、侵食対策を図る。 〈環境の整備と保全〉 島しょ部などの特別保護地区や岡見公園のユウスゲ、スダジイの群生、今子海岸のカシワ群落、魚付き保安林、藻場を中心とする貴重な生態系と景観の積極的な保護・保全に努める。 〈公衆の適正な利用〉 遊覧船や国民宿舎を中心にレクリエーション機能の向上を目指す。 |
| (12) 香住浜 | С | ●海岸保全の目標 生態系の保護や景観の保全とともに、漁業と観光の連携した交流拠点づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 <海岸の防護> 香美町香住区の中心地を背後に控え、交流や観光の拠点としての機能を担っている環境を支えるため、景観に配慮した侵食・越波対策を図るとともに、津波対策の充実を図る。 <環境の整備と保全> 八坂神社のスダジイ群落などの生態系や香住浜海岸における砂浜と景観、矢田川の生態系や水質の保全に努める。 <公衆の適正な利用> 香住漁港やしおかぜ香苑、漁業と観光を中心とした交流拠点づくりといった海洋性レクリエーション機能の充実や、香住ふるさとまつり、秋の大祭・三番叟などの行祭事との連携による地区の活性化を目指す。 |

表 I-5-2(5) 地区ごとの目標

<香美町>

| 地区 | エリア | 地区ごとの目標 |
|----------|-----|--|
| (13) | | ●海岸保全の目標 |
| 鎧 東 | A | ●海岸保室の目標 生態系の積極的な保全を中心とした地域づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 <海岸の防護> 豊かな自然環境の保全に努める。 <環境の整備と保全> 天然記念物の鎧ノ袖や島しょ部などの特別保護地区、魚付き保安林、藻 場を中心とする貴重な生態系及び海岸景観の積極的な保護・保全に努める。 <公衆の適正な利用> |
| | | 周辺自然環境との調和を図りつつ、新しい魅力づくりなどによる地域振興への支援に努める。 |
| (14) | С | ●海岸保全の目標生態系と景観の保全を図りつつ、漁業と観光の連携した交流拠点づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 〈海岸の防護〉 景観に配慮しながら、ポケットビーチや磯浜などの保全に努める。 〈環境の整備と保全〉 余部東側沿岸部の特別保護地区や魚付き保安林を中心に生態系の積極的な保全に努める。 〈公衆の適正な利用〉 既設海水浴場を中心としたレクリエーション機能の向上を図る。 |
| (15) 伊笹岬 | A | ●海岸保全の目標 生態系の積極的な保全を中心とした地域づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 〈海岸の防護〉 豊かな自然環境を維持する。 〈環境の整備と保全〉 天然記念物の但馬御火浦を含む特別保護地区や魚付き保安林を中心とする貴重な生態系の積極的な保護・保全に努める。 〈公衆の適正な利用〉 周辺自然環境との調和を図りつつ、新しい魅力づくりなどによる地域振興への支援に努める。 |

表 I-5-2 (6) 地区ごとの目標

<新温泉町>

| 地区 | _ | 地区ごとの目標 |
|-------------------|----------|--|
| 地区 (16) 浜坂東 | zリア A | 地区ごとの目標 ●海岸保全の目標 生態系の積極的な保全を中心とした地域づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 <海岸の防護> 豊かな自然環境の保全に努める。 <環境の整備と保全> 天然記念物の但馬御火浦を含む特別保護地区や魚付き保安林、藻場を中心とする貴重な生態系の積極的な保護・保全に努める。 |
| | | <公衆の適正な利用> 周辺自然環境との調和を図りつつ、新しい魅力づくりなどによる地域振興への支援に努める。 |
| (17) 田井ノ浜 | В | ●海岸保全の目標 生態系の保護や景観の保全を進める。 ●各視点ごとの目標 〈海岸の防護〉 豊かな自然環境を維持する。 〈環境の整備と保全〉 天然記念物の但馬御火浦やエリアのほぼ全沿岸部に指定されている特別保護地区、浜坂海中公園地区、相応峰寺のスダジイ群落、魚付き保安林、藻場を中心に貴重な生態系と景観の積極的な保護・保全に努める。 〈公衆の適正な利用〉 既設海水浴場やキャンプ場などのレクリエーション機能の向上に努める。 |
| (18) 浜坂中央 | С | ●海岸保全の目標 生態系の保護や景観の保全とともに、漁業と観光の連携した交流拠点づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 <海岸の防護> 景観に配慮しつつ、ポケットビーチや磯浜などの保全に努めるとともに、施設の健全性を確保するため老朽化対策を図る。 <環境の整備と保全> 日本の白砂青松100選に選定されている浜坂県民サンビーチにおける生態系や景観、岸田川の生態系や水質の積極的な保全に努める。 <公衆の適正な利用> 新温泉町山陰海岸ジオパーク館の利活用促進や交流拠点づくり、既設海水浴場やキャンプ場などの機能向上を図る。 また、川下祭り、麒麟獅子舞などの背後地の歴史・文化資源との連携の強化による地区の活性化を目指す。 |

表 I-5-2 (7) 地区ごとの目標

<新温泉町>

| 地区 | エリア | 地区ごとの目標 |
|-------------|-----|---|
| (19) 諸 寄 | В | ●海岸保全の目標 生態系の保護や砂浜などの保全を中心に、漁業と観光の連携した地域づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 <海岸の防護> 景観に配慮しながら、砂浜や磯浜などの保全に努めるとともに、施設の健全性を確保するため老朽化対策を図る。 <環境の整備と保全> 島しよ部などの特別保護地区や浜坂海中公園地区、タンゴイワガサとワカサハマギク群落、魚付き保安林などを中心とする貴重な生態系と景観の積極的な保護・保全に努める。 <公衆の適正な利用> 既設海水浴場やキャンプ場などのレクリエーション機能の向上に努める。 |
| (20) 浜坂西 | В | ●海岸保全の目標 生態系や砂浜などの保全を中心に、漁業と観光の連携した地域づくりを推進する。 ●各視点ごとの目標 〈海岸の防護〉 景観に配慮しつつ、ポケットビーチや磯浜などの保全に努める。 〈環境の整備と保全〉 島しょ部などの特別保護地区やスダジイ群落、魚付き保安林、藻場を中心とする貴重な生態系と、鍾乳日本洞門・鍾乳亀山洞門といった海岸景観などの積極的な保護・保全に努める。 〈公衆の適正な利用〉 既設海水浴場やキャンプ場などのレクリエーション機能の向上に努める。 |

第Ⅱ編、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

1-1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

(1) 整備対象海岸の選定方針

海岸保全施設の整備区域は、「第I 編2-1.海岸の防護の目標」(P22)で定めた防護すべき地域のうち、現時点で高潮・津波、侵食などに対する防護の必要性が要請されている海岸とする。

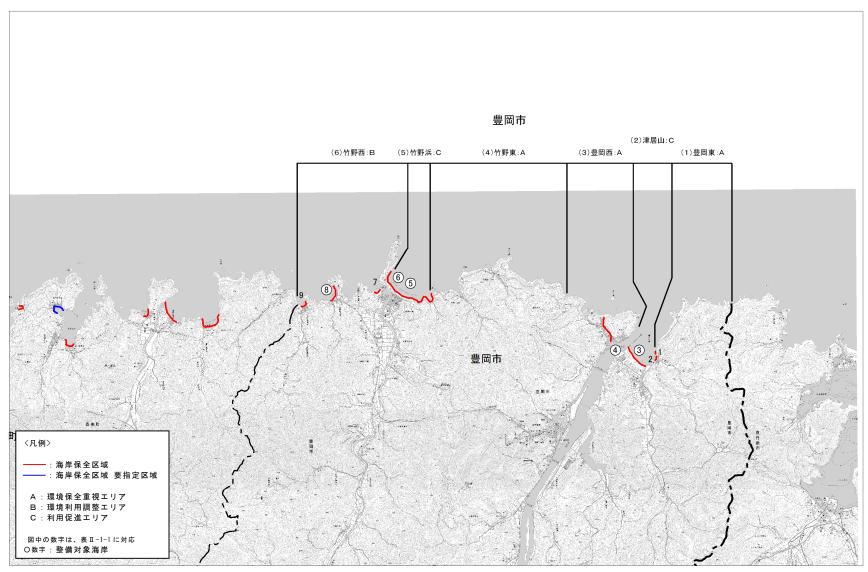
防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とし、高潮・津波に対しては防護水準として設定した潮位、波浪及び津波が発生した場合の浸水区域、侵食に対しては現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響範囲としている。

整備対象海岸の選定については、「現時点で海岸保全施設が所要の機能を確保できていない海岸」、または「海岸保全施設の未整備箇所のある海岸」を整備対象海岸として 選定した。

(個別海岸の区分)

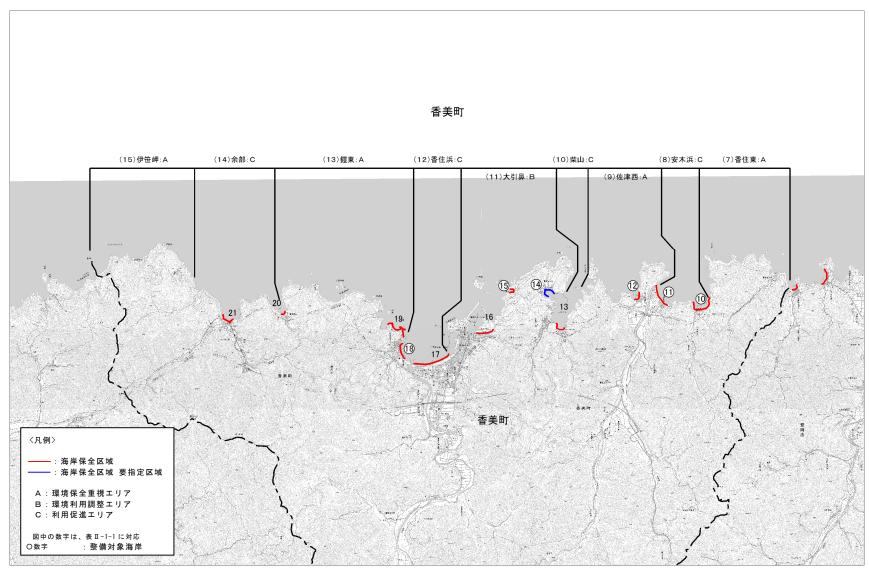
「第 I 編 5-1. 特性エリアの方向性」(P33~35)において、沿岸全体を20の地区に分割し、さらにこれらの地区を大きく3つの特性に分類したうえで、特性エリアごと及び地区ごとの方向性を設定した。しかし、各地区内には特性の異なる場所が存在しており、海岸保全施設の整備対象海岸の抽出や整備手法を検討するうえで配慮が必要となる。よって、各地区をさらに詳細な個別海岸に区分し、整備対象海岸の抽出を行う。

本計画では、図 Π -1-1、表 Π -1-1に示す海岸保全区域を有する24の海岸を個別海岸として抽出した。



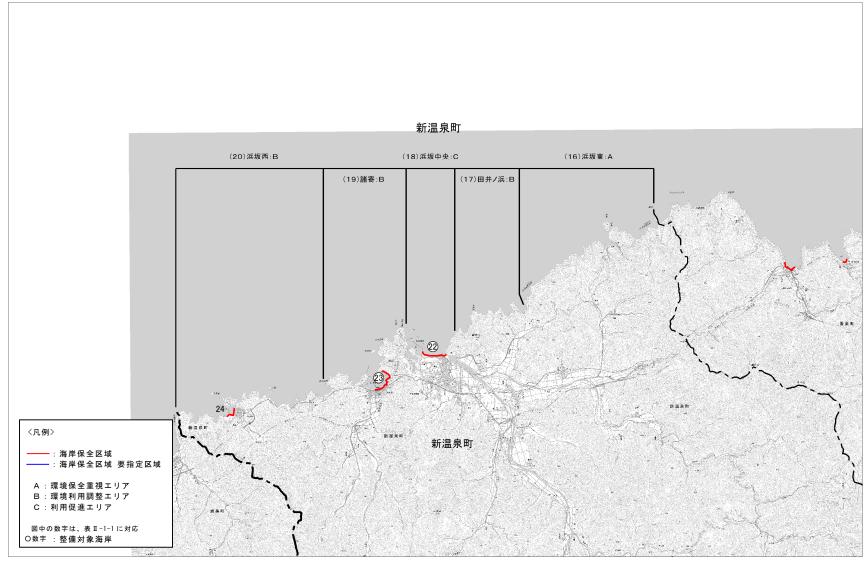
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

図Ⅱ-1-1(1) 海岸区分全体図 (1/3)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

図Ⅱ-1-1(2) 海岸区分全体図 (2/3)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

図Ⅱ-1-1(3) 海岸区分全体図 (3/3)

(2) 海岸別の整備目標

「前項1-1 (1)整備対象海岸の選定方針」(P44)で区分した24の個別海岸について、現況や整備課題を考慮して、「海岸の防護」「環境の整備と保全」「公衆の適正な利用」の3つの視点により、海岸別の海岸保全施設の整備に係る目標を整理し表II-1-1に示す。

表 Π -1-1 に示した3つの視点ごとの海岸別の整備目標をまとめると以下のようになる。

「海岸の防護」については、特に砂浜では侵食の抑止による長期安定化に努めることがあげられる。また、高潮やレベル1津波による被害を防止し、レベル2津波による被害を軽減することで背後地の生活機能維持を図っていくことがあげられる。

「環境の整備と保全」では、特に貴重な植物や生態系、優れた海岸景観などについて保全していくことがあげられる。

「公衆の適正な利用」は、自然環境の保全を基本として、特に海水浴などでにぎわ う海岸の海浜利用においては多角的な利用についての調整、比較的小規模な砂浜など を有する海岸では背後地の地域住民が親しめる海浜空間づくりといったことがあげら れる。

表Ⅱ-1-1 海岸別の整備目標

| 市町 | 地区 | 区域 | 海岸名 | 整備目標 | | | | | |
|--------------|--|----|------------------|--|---|--|--|--|--|
| 名 | | 番号 | (区域) | 海岸の防護 | 環境の整備と保全 | 公衆の適正な利用 | | | |
| | | 1 | 田結漁港海岸 (北) | 侵食・越波の防止に努め、背後地の生活機能維持に努め る | 自然環境の保全に努めるとともに、海岸美化活動の推進を図 る | 自然環境及び埋蔵文化財に配慮した利用や、漁港利用の維持に努める | | | |
| | 海見山 | 2 | 田結漁港海岸 (西) | 侵食・越波の防止に努め、背後地の生活機能維持に努め る | 貴重な生態系や、砂浜による優れた海岸景観の保全に努める とともに、海岸美化活動の推進を図る | 自然環境の保全に配慮しつつ、漁港利用の維持に努める | | | |
| | 津居山 (C) | 3 | 津居山港海岸 (気比) | 気比の浜における侵食を防止し、海岸の長期的な安定化 を図る | 気比の浜の貴重な植物や生態系、優れた海岸景観の保全に努めるとともに、海岸美化活動の推進を図る | 気比の浜の広い砂浜や自然等にふれることができるよう、自然環境との整合を図りつつ一体的な利用を進めるとともに、海岸利便施設の改善、水上バイク等の海浜利用のマナー啓発等を進める | | | |
| | | 4 | 津居山港海岸 (瀬戸) | 高潮·越波による被害を防止し、津波による被害を軽減 し、背後地の生活機能維持を図る | 自然環境の保全に努めるとともに、海岸美化活動の推進を図る | 埋蔵文化財に配慮した利用や、港湾利用の維持に努める | | | |
| 豊岡 | 竹野浜 | 5 | 竹野海岸 (竹野) | 竹野浜における侵食を防止し、海岸の長期的な安定化を 図るとともに、津波による被害を軽減し、背後地の生活 機能維持を図る | 竹野浜における貴重な植物や生態系、優れた海岸景観の保全 に努めるとともに、海岸美化活動の推進を図る | 竹野浜の広い砂浜や自然等にふれることができるよう、自然環境との整合を図りつつ一体的な利用を進めるとともに、海岸利便施設の改善、放置艇対策、水上バイク等の海浜利用のマナー啓発を進める | | | |
| 市 | (C) | 6 | 竹野港海岸 (竹野) | 竹野浜における侵食を防止し、海岸の長期的な安定化に 努めるとともに、津波による被害を軽減し、背後地の生 活機能維持を図る | 竹野浜における貴重な植物や生態系、優れた海岸景観の保全 に努めるとともに、海岸美化活動の推進を図る | 竹野浜の広い砂浜や自然等にふれることができるよう、自然環境との整合を図りつつ一体的な利用を進めるとともに、海岸利便施設の改善、放置艇対策、水上バイク等の海浜利用のマナー啓発を進める | | | |
| | | 7 | 竹野港海岸 (西町) | 侵食の防止に努め、海岸の長期的な安定化に努める | 貴重な生態系や浅海域での藻場の保全に努めるとともに、海 岸美化活動の推進を図る | 自然環境との整合・調整を図りつつ、港湾利用の維持に努める | | | |
| | 竹野西 (B) | 8 | 切浜漁港海岸 | 切浜における侵食・越波を防止し、海岸の長期的な安定 化を図るとともに、背後地の生活機能維持を図る | 切浜の貴重な生態系や優れた海岸景観の保全に努めるととも に、海岸美化活動の推進を図る | 切浜での自然とのふれあい等、自然環境との整合・調整、及び埋蔵文化 財に配慮しつつ、一体的な利用を進めるとともに、海岸利便施設の改善、 水上バイク等の海浜利用のマナー啓発を進める | | | |
| | | 9 | 須井漁港海岸 | 浜須井における侵食・越波の防止に努め、海岸の長期的 な安定化に努めるとともに、背後地の生活機能維持に努 める | 貴重な生態系や浅海域での藻場の保全に努めるとともに、海 岸美化活動の推進を図る | 浜須井での自然とのふれあい等、自然環境との整合・調整を図りつつ、 一体的な利用を進めるとともに、海岸利便施設の改善や海浜利用のマナ 一啓発を進める | | | |
| | 安木浜 | 10 | 香住海岸 (安木) | 安木浜における侵食を防止し、海岸の長期的な安定化を図る | ハマナス等の貴重な海浜植生や生態系の保全に努めるととも に、海岸美化活動の推進を図る | 安木浜の砂浜にふれることができるよう、自然環境の保全に配慮しつ つ、一体的な利用を進める | | | |
| | (C) | 11 | 香住海岸 (訓谷) | 佐津の海浜における侵食・越波を防止し、海岸の長期的 な安定化を図る | に、海岸美化活動の推進を図る | 佐津の砂浜にふれることができるよう、自然環境の保全に配慮しつつ、 一体的な利用を進めるとともに、自然体験活動の推進を図る | | | |
| | 佐津西 12 香住海岸 侵食・越波の防止に努め、津波よる被害を軽減し、背後 貴重な生態系や浅海域での藻場の保全に努めるとともに (無南垣) 地の生活機能維持に努める 岸美化活動の推進を図る | | | 地の生活機能維持に努める | 岸美化活動の推進を図る | 礫浜の海浜において、自然環境を阻害しないように配慮しつつ、一体的 な利用を進める | | | |
| | 柴 山 (C) | 13 | 柴山港海岸 | 柴山の海浜における侵食の防止に努め、背後地の生活機 能維持に努める | 貴重な生態系や海岸林の保全に努めるとともに、海岸美化活動の推進を図る | 自然環境の保全に配慮しつつ、砂浜の利用及び港湾利用の維持に努める | | | |
| | 柴 山 (C) | 14 | 柴山港海岸 (要指定区域) | 津波による被害を防止し、背後地の生活機能維持に努める | 貴重な生態系や海岸林の保全に努めるとともに、海岸美化活動の推進を図る | 自然環境の保全に配慮しつつ、砂浜の利用及び港湾利用の維持に努める | | | |
| 香 | 大引鼻 | 15 | 香住漁港海岸 (今子) | 今子浦における侵食を防止し、海岸の長期的な安定化を 図る | 貴重な今子のカシワ群落や生態系、今子浦や黒島の優れた海 岸景観の保全に努めるとともに、海岸美化活動の推進を図る | 今子浦の礫浜をはじめとする海浜において、自然環境との整合・調整を 図りつつ、一体的な利用を進めるとともに、自然体験活動の推進を図る | | | |
| 美 町 | (B) | 16 | 香住漁港海岸 (境) | 侵食・越波の防止に努め、背後地の生活機能維持に努め る | 天然記念物のモクゲンジ、貴重なユウスゲ群生やスダジイ群 生といった貴重な植物及び生態系等の保全に努めるととも に、海岸美化活動の推進を図る | 埋蔵文化財への配慮や、自然環境との整合・調整を図りつつ、漁港利用 の維持に努める | | | |
| | 香住浜 | 17 | 香住漁港海岸 (香住) | 香住浜における侵食の防止に努め、海岸の長期的な安定 化に努める | に、海岸美化活動の推進を図る | 香住浜をはじめ海浜の多角的な利用を推進するとともに、海浜利用のマナー ウェー ナー アン・カー ナー アン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・ | | | |
| | (C) | 18 | 香住漁港海岸 (下浜) | 下浜における侵食を防止し、海岸の長期的な安定化を図るとともに、津波及び高潮による被害の軽減を図る | 下浜の海食崖等の優れた海岸景観の保全に努めるとともに、 海岸美化活動の推進を図る | 香住浜をはじめ海浜の多角的な利用を推進するとともに、海浜利用のマナー ウェー ナー かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ | | | |
| | 鎧 東 (A) | 19 | 香住漁港海岸 (下浜北) | 海岸の長期的な安定化に努める | 貴重な生態系や三田浜の海食崖等の優れた海岸景観の保全に 努めるとともに、海岸美化活動の推進を図る | 三田浜の海浜において、自然環境を阻害しないように配慮しつつ、一体的な利用を進める | | | |
| | 余部 | 20 | 鎧漁港海岸 | 侵食・越波の防止に努め、背後地の生活機能維持に努める | 貴重な生態系や海岸林の保全に努めるとともに、海岸美化活動の推進を図る | 自然環境の保全に配慮しつつ、漁港利用の維持に努める | | | |
| | (C) | 21 | 余部漁港海岸 | 侵食・越波の防止に努め、背後地の生活機能維持に努める | 貴重な生態系や窓島等の優れた海岸景観の保全に努めるとと もに、海岸美化活動の推進を図る | 余部の海浜において、自然環境の保全に配慮しつつ、一体的な利用を進める | | | |
| 新 | 浜坂中央 (C) | 22 | 浜坂漁港海岸 (浜坂芦屋) | 浜坂における侵食の防止及び施設の健全化により、海岸 の長期的な安定化を図る | 民サンビーチ等の保全に努める | 浜坂の広い砂浜や自然等にふれることができるよう、自然環境との整合を図りつつ、一体的な利用を進めるとともに、海浜利用のマナー啓発等を進めながら、自然体験活動の推進を図る | | | |
| 温泉町 | 諸 寄 (B) | 23 | 諸寄漁港海岸 (諸寄) | 諸寄における侵食の防止及び施設の健全化により、海岸 の長期的な安定化を図る | を図る | 諸寄の広い砂浜や自然等にふれることができるよう、自然環境との整合 を図りつつ、一体的な利用を進める | | | |
| | 浜坂西 (B) | 24 | 居組漁港海岸 (居組) | 侵食・越波の防止に努め、背後地の生活機能維持に努める | 貴重な生態系の保全に努めるとともに、海岸美化活動の推進 を図る | 居組の広い砂浜や自然等にふれることができるよう、自然環境との整合 を図りつつ、一体的な利用を進める | | | |

(3) 整備対象海岸の選定

施設の整備区域は、「表 II-1-1 海岸別の整備目標」(P49)に基づき、高潮・津波や海岸侵食に対する防護の重要度が高い海岸より選定するものとする。

ここで、高潮・津波や海岸侵食に対する防護の重要度が高い海岸とは、高潮や津波による被害が想定される地域で、背後が住宅地や農地となっている箇所、もしくは、 侵食に対しては砂浜があり、過去や現在に侵食されている地域で、背後が住宅地や農地となっている箇所とした。

「表Ⅱ-1-1 海岸別の整備目標」(P49)から、24 海岸のうち、「既に海岸保全施設が整備済みの海岸」を対象外とし、「現在海岸保全施設の整備事業が継続中の海岸」、「海岸保全施設が所要の機能を確保できていない海岸」、「海岸保全施設の未整備箇所のある海岸」である計 13 海岸を整備対象海岸として選定した(図Ⅱ-1-2、表Ⅱ-1-2 参照)。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 20 万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

図Ⅱ-1-2 整備対象海岸の位置

表Ⅱ-1-2 個別海岸と整備対象海岸の整理表

| 市町名 | 地区名 | 区域番号 | 海岸名 (区域) | 地先名 | 海岸保全区域 | 未整備箇所 有の海岸 | 整備が 継続中 の海岸 | 機能 不足 の海岸 | 整備対象海岸 |
|------|-----------------|------|------------------|-----------------------------|--------|---------------|-------------------|-----------------|--------|
| | | 1 | 田結漁港海岸 (北) | _ | • | | | | |
| | 净足山 | 2 | 田結漁港海岸 (西) | _ | • | | | | |
| | 津居山 | 3 | 津居山港海岸 (気比) | 豊岡市気比地先 | • | • | • | | 0 |
| | | 4 | 津居山港海岸 (瀬戸) | 豊岡市瀬戸地先 | • | | | • | 0 |
| 豊岡市 | 佐 照汇 | 5 | 竹野海岸 (竹野) | 豊岡市竹野町 竹野青井浜地先 ~竹野浜地先 | • | • | • | • | 0 |
| | 竹野浜 | 6 | 竹野港海岸 (竹野) | 豊岡市竹野町 竹野青井浜地先 ~竹野浜地先 | • | | | • | 0 |
| | | 7 | 竹野港海岸 (西町) | _ | • | | | | |
| | 竹野西 | 8 | 切浜漁港海岸 | 豊岡市竹野町 切浜地先 | • | • | | | 0 |
| | | 9 | 須井漁港海岸 | - | • | | | | |
| | 安木浜 | 10 | 香住海岸 (安木) | 香美町香住区 安木地先 | • | • | | | 0 |
| | | 11 | 香住海岸 (訓谷) | 香美町香住区 訓谷地先 | • | • | | | 0 |
| | 佐津西 | 12 | 香住海岸 (無南垣) | 香美町香住区 無南垣地先 | • | • | | • | 0 |
| | 柴山 | 13 | 柴山港海岸 | 1 | • | | | | |
| | | 14 | 柴山港海岸 (要指定区域) | 香美町香住区 沖浦地先 | | • | | • | © |
| 禾羊町 | 十二十 | 15 | 香住漁港海岸 (今子) | 香美町香住区 今子地先 | • | • | | | 0 |
| 百天町 | 大引鼻 | 16 | 香住漁港海岸 (境) | _ | • | | | | |
| | エムッ | 17 | 香住漁港海岸 (香住) | _ | • | | | | |
| | 香住浜 | 18 | 香住漁港海岸 (下浜) | 香美町香住区 下浜地先 | • | • | | • | 0 |
| | 鎧東 | 19 | 香住漁港海岸 (下浜北) | _ | • | | | | |
| | <u> </u> | 20 | 鎧漁港海岸 | _ | • | | | | |
| | 余部 | 21 | 余部漁港海岸 | | • | | | | |
| | 浜坂中央 | 22 | 浜坂漁港海岸 (浜坂芦屋) | 新温泉町芦屋地 先 | • | | | • | 0 |
| 新温泉町 | 諸寄 | 23 | 諸寄漁港海岸 (諸寄) | 新温泉町諸寄地 先 ~塩谷地先 | • | | | • | 0 |
| | 浜坂西 | 24 | 居組漁港海岸 (居組) | <u> </u> | • | | | | |

注) 整備対象海岸

1-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

(1)海岸保全施設の計画諸元

但馬沿岸における整備対象海岸として、「表 Π -1-2 個別海岸と整備対象海岸の整理表」(P51)で設定した13海岸についてその施設整備の計画諸元を整理し、表 Π -1-3に示す。表中の防護の目的は、「表I-2-1 防護水準」(P23)に対する海岸ごとの施設整備の目標値であり、代表堤防高は、「表I-2-1 防護水準」(P23)に示した設計高潮位や設計波、「表I-2-2 津波に関する防護水準」(P24)に示した設計津波水位に対して必要な高さ及び余裕高を加えたものとしている。

表Ⅱ-1-3 施設整備の計画諸元

| U. F. 6 | 区域 | 海岸名 | 防護すべき | ß | ち護の目的 | |
|-----------|----|------------------|-----------------------------|-------------------------------------|----------------------------|-------------|
| 地区名 | 番号 | (区域) | 区域の範囲 | 高潮 | 津波 | 侵食 |
| | 3 | 津居山港海岸 (気比) | 豊岡市気比地先 | 代表堤防高 (T. P. +3. 9m)の確保 | _ | |
| 津居山 | 4 | 津居山港海岸 (瀬戸) | 豊岡市瀬戸地先 | 代表堤防高 (T. P. +1. 1~1. 8m) の確保 | 1 | 現状 |
| hh HZ IT. | 5 | 竹野海岸 (竹野) | 豊岡市竹野町 竹野青井浜地先 ~竹野浜地先 | 代表堤防高 (T. P. +3. 5m)の確保 | 代表堤防高 (T. P. +2. 1m)の確保 | の |
| 竹野浜 | 6 | 竹野港海岸 (竹野) | 豊岡市竹野町 竹野青井浜地先 ~竹野浜地先 | 代表堤防高 (T.P.+3.0m)の確保 | 代表堤防高 (T. P. +2. 1m)の確保 | 線維 |
| 竹野西 | 8 | 切浜漁港海岸 | 豊岡市竹野町 切浜地先 | 代表堤防高 (T.P.+2.5m)の確保 | _ | 持 も |
| d 1. 30 | 10 | 香住海岸 (安木) | 香美町香住区 安木地先 | 代表堤防高 (T.P.+5.3m)の確保 | ĺ | しく |
| 安木浜 | 11 | 香住海岸 (訓谷) | 香美町香住区 訓谷地先 | 代表堤防高 (T.P.+5.5m)の確保 | | は |
| 佐津西 | 12 | 香住海岸 (無南垣) | 香美町香住区 無南垣地先 | 代表堤防高 (T. P. +4. 1~4. 8m) の確保 | 代表堤防高 (T. P. +3. 6m)の確保 | 必 要 に |
| 柴山 | 14 | 柴山港海岸 (要指定区域) | 香美町香住区 沖浦地先 | 代表堤防高 (T. P. +1. 3~1. 5m) の確保 | 代表堤防高 (T. P. +1. 4m)の確保 | 応じ |
| 大引鼻 | 15 | 香住漁港海岸 (今子) | 香美町香住区 今子地先 | 代表堤防高 (T.P.+2.7m)の確保 | _ | た 汀 |
| 香住浜 | 18 | 香住漁港海岸 (下浜) | 香美町香住区 下浜地先 | 代表堤防高 (T. P. +2. 3~4. 1m) の確保 | 代表堤防高 (T. P. +2. 0m)の確保 | 線の |
| 浜坂中央 | 22 | 浜坂漁港海岸 (浜坂芦屋) | 新温泉町芦屋地先 | 代表堤防高 (T. P. +4. 3~5. 2m) の確保 | _ | 回復 |
| 諸寄 | 23 | 諸寄漁港海岸 (諸寄) | 新温泉町諸寄地先 ~塩谷地先 | 代表堤防高 (T. P. +1. 9~3. 9m) の確保 | - | |

[※]レベル2津波対策箇所については別途、施設天端高を設定する。

(2) 海岸保全施設の整備内容

これまでの検討をふまえ、整備対象海岸として設定した13の個別海岸における海岸保全施設の整備内容を整理して、「表II-1-5 新設又は改良する海岸保全施設の整備内容・管表」に示す。記載事項は、表II-1-4に示すとおりである。

なお、新設又は改良する主な施設の種類は、海岸の防護・環境・利用における目標 や住民意見などを個々に検討のうえ選定したものである。

表Ⅱ-1-4 施設の整備内容一覧表への記載事項

| 記載事項 | 記載内容 |
|------------------|---|
| 配置 | 地先名: 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする地域 規模: |
| | 海岸保全施設の延長及び整備の目標となる堤防、護岸等の天端高(代表堤防高) |
| 主な施設の種類 | 整備する主要な海岸保全施設の種類 |
| 海岸タイプ | 海岸の形態(砂浜海岸、礫海岸等) |
| 海岸のテーマ | 整備対象海岸ごとに設定した海岸を整備するうえでのテーマ |
| 住民意見 | 地元説明会、縦覧等により寄せられた住民からの意見 |
| 整備イメージ | 住民意見及び「表Ⅱ-1-1 海岸別の整備目標」等から設定した海岸保全施設の 整備イメージ |
| 海岸管理における 配慮事項 | 住民意見及び「表Ⅱ-1-1 海岸別の整備目標」等から設定した海岸を整備する うえでの配慮事項 |

表 Ⅱ-1-5(1) 新設又は改良する海岸保全施設の整備内容一覧表

| | | 区域 | | |] 置 | | | | | | | |
|--------|-------------------|-------------|----------------------|-----------------------------|-------|-----------------------|--------------|----------|---------------------------------------|--|--|---|
| 地区名 | エリア | | 海岸名 (区域) | | 規模 | | 1 | 海岸海岸のテーマ | 住民意見 | 整備イメージ | 海岸管理における配慮事項 | |
| | 特性 | 番号 | | 地先名 | 延長(m) | 代表堤防高 | 種類 | タイプ | | | | |
| 津居山 | 利用促進エリア | 3 | 津居山港海岸 (気比) | 豊岡市気比地先 | 309 | T. P. +3. 9m | 護岸、突堤、 養浜 | 砂浜海岸 | 自然環境との調 和や良好な海岸 景観の創造を図 る | 設の整備、トイレや遊歩道、休憩 | 海浜へのアクセス向上に配慮して緩傾斜護岸を計画する。養浜により回復した砂浜、緩傾斜護岸、潜堤及び突堤により、海岸全体の面的防護を図るとともに、海水浴等の | 住民参加による海岸美化活動の 推進 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 海浜植物の保護 |
| | | 4 | 津居山港海岸 (瀬戸) | 豊岡市瀬戸地先 | 274 | T. P. +1. 1∼ 1. 8m | 護岸、水門 | 水路 | 防災機能の確 保・向上を図る | ゴミの収集と処分施設の整備や 水上バイク対策等 | 高潮時に発生する異常潮位に対して、背後地の防護を図るため、護岸の改良を計画する。また、レベル2津波による浸水被害の軽減を図るため、水門の耐震化を実施する。 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 |
| 竹野浜 | 利用促進 | 5 竹野海岸 (竹野) | | 豊岡市竹野町 竹野青井浜地先 ~竹野浜地先 | 600 | T. P. +3. 5m | 潜堤、護岸 | 砂浜海岸 | 良好な海岸環境の創造による白砂青松の海岸づくり | 海岸利用者のマナー向上、トイレの増設、ゴミの持ち帰り運動の展開、生態系への配慮、駐車場や遊歩道、休憩施設の整備、住民参加による海岸環境づくりの推進、水上バイク及び放置船対策、海岸保全施設の景観的配慮等 | 波浪低減効果を確保しつつ、水平線の眺望性ならびに周辺の岩礁景観を阻害しないため、計画は、優れた海岸景観と貴重な生態系の保全に配慮して潜堤とする。保全された砂浜、既設離岸堤、既設緩傾斜護岸及び潜堤により、海岸全体の面的防護を図る。また、レベル2津波による浸水被害の軽減を図るため、胸壁の整備を計画する。 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 水上バイクの利用規制と指導 放置艇の規制及び処理等の対策 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 |
| | エリア | 6 | 竹野港海岸 (竹野) | 豊岡市竹野町 竹野青井浜地先 〜竹野浜地先 | 300 | T. P. +3. 0m | 潜堤、護岸 | 砂浜海岸 | 良好な海岸環境の創造による白砂青松の海岸づくり | _ | 波浪低減効果を確保しつつ、水平線の眺望性ならびに周辺の岩礁景観を阻害しないため、計画は、優れた海岸景観と貴重な生態系の保全に配慮して潜堤とする。保全された砂浜、既設離岸堤、既設緩傾斜護岸及び潜堤により、海岸全体の面的防護を図る。また、レベル2津波による浸水被害の軽減を図るため、胸壁の整備を計画する。 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 水上バイクの利用規制と指導 放置艇の規制及び処理等の対策 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 |
| 竹野西 | 環境利用 調整 エリア | 8 | 切浜漁港海岸 | 豊岡市竹野町 切浜地先 | 90 | T. P. +2. 5m | 離岸堤 | 砂浜海岸 | 砂浜の保全による良好な海岸環境の創11造 | 海岸利用者のマナー向上、トイレ 等の老朽化施設の改善や駐車場、 階段の整備、水上バイク対策、ゴ ミ処理対策・ゴミの持ち帰り運動 の展開等 | 離岸堤設置により海岸全体の面的防護を推進する。 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 水上バイクの利用規制と指導 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 |
| 安木浜 | 利用促進 | 10 | 香住海岸 (安木) | 香美町香住区 安木地先 | 200 | T.P.+5.3m | 護岸、潜堤 | 砂浜海岸 | 自然環境と調和 した海岸づくり | 海岸利用者のマナー向上、泳ぎや すい海岸づくり等 | 離岸堤開口部の背後汀線の後退が著しいため、開口部に対策工を計画して既設離岸堤の侵食対策効果を強化する。計画は、優れた海岸景観と貴重な生態系の保全に配慮して潜堤とする。また、海浜へのアクセス向上に配慮して緩傾斜護岸を計画する。保全された砂浜、緩傾斜護岸、既設離岸堤及び潜堤により、海岸全体の面的防護を図る。 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 |
| 2/11/2 | エリア | 11 | 香住海岸 (訓谷) | 香美町香住区 訓谷地先 | 690 | T. P. +5. 5m | 護岸、潜堤 | 砂浜海岸 | 自然環境と調和した海岸づくり | 海岸利用者のマナー向上や自然 体験学習の推進等 | 海岸の侵食防止と背後地への越波対策を行うために、優れた海岸景観と貴重な生態系の保全に配慮して潜堤を計画するともに、海浜へのアクセス向上に配慮して緩傾斜護岸を計画する。保全された砂浜、潜堤及び緩傾斜護岸により海岸全体の面的防護を図る。 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 |
| 佐津西 | 環境保全 重視 エリア | 12 | 香住海岸 (無南垣) | 香美町香住区 無南垣地先 | 220 | T. P. +4. 1~ 4. 8m | 護岸、陸閘 | 礫海岸 | 自然環境と調和 を図りつつ防災 機能の確保・向 上を図る | _ | レベル1津波に対しては越流を防止し、レベル2津波に よる浸水被害の軽減を図るため、護岸及び陸閘の改良を計 画する。 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 |
| 柴山 | 利用促進エリア | 14 | 柴山港海岸 (要指定 区域) | 香美町香住区 沖浦地先 | 420 | T. P. +1. 3~ 1. 5m | 護岸 | l | 防災機能の確 保・向上を図る | _ | レベル1津波に対しては越流を防止するため、胸壁を計画する。 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 |
| 大引鼻 | 環境利用 調整 エリア | 15 | 香住漁港海岸 (今子) | 香美町香住区 今子地先 | 210 | T. P. +2. 7m | 潜堤 | 砂浜海岸、礫海岸 | 良好な海岸景観の維持 | 海岸利用者のマナー向上、砂浜の 整備、生態系への配慮、漂着ゴミ 対策、休憩施設や遊歩道、階段の 整備、自然体験学習の推進等 | て潜堤を計画する。保全された砂浜、潜堤及び既設緩傾斜 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 |

表 Ⅱ-1-5(2) 新設又は改良する海岸保全施設の整備内容一覧表

| 地区名 | エリア 特性 | 区域番号 | 海岸名 (区域) | 地先名 | 上置 延長(m) | 規模 代表堤防高 | 主な施設の 種類 | 海岸 タイプ | 海岸のテーマ | 住民意見 | 整備イメージ | 海岸管理における配慮事項 |
|------|-------------------|------|------------------|-------------------|-------------|-----------------------|-------------|-----------|------------------------------------|-------------------------|---|--|
| 香住浜 | 利用促進エリア | 18 | 香住漁港海岸 (下浜) | 香美町香住区 下浜地先 | 650 | T. P. +2. 3~ 4. 1m | 護岸、養浜、 陸閘 | 砂浜海岸 | 自然環境と調和 したレクリエー ション空間の創 造 | ゴミ処理対策、生態系への配慮等 | レベル2津波及び高潮による浸水被害の軽減を図るため、護岸の改良や陸閘の新設、改良を計画する。 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 |
| 浜坂中央 | 利用促進エリア | 22 | 浜坂漁港海岸 (浜坂芦屋) | 新温泉町芦屋地先 | 163 | T. P. +4. 3~ 5. 2m | 突堤 | 砂浜海岸 | 砂浜の維持・保全 | 海岸利用者のマナー向上、ゴミ処 理対策等 | 既設突堤が経年劣化、波力等の影響による損傷等により 機能低下が進行しているため、突堤を改修し、海岸全体の 面的防護を図る。 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 |
| 諸寄 | 環境利用 調整 エリア | 23 | 諸寄漁港海岸 (諸寄) | 新温泉町諸寄地先 ~塩谷地先 | 105 | T. P. +1. 9~ 3. 9m | 突堤 | 砂浜海岸 | 砂浜の維持・保全 | ゴミ処理対策等 | 既設突堤が経年劣化、波力等の影響による損傷等により 機能低下が進行しているため、突堤を改修し、海岸全体の 面的防護を図る。 | 住民参加による海岸美化活動の 推進 海岸利用者へのマナー向上のた めの啓発活動 |

1-3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

新設又は改良する海岸保全施設の整備によって高潮による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について表Ⅱ-1-6に示す。

なお、受益の地域とは本計画による整備対象海岸において、海岸保全施設が整備されない場合に、防護水準として設定した高潮・津波による浸水や現在進行中の侵食により、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。

表Ⅱ-1-6 受益の地域及びその状況

| 地区名 | 区域 | 海岸名 | | 受益の | 地域 |
|---------------------|----|------------------|--|---------------------------------------|--------|
| 地区名 | 番号 | (区域) | 地先名 | 地域 | 状況 |
| 津居山 | 3 | 津居山港海岸 (気比) | 豊岡市気比地先 | | 住宅地、農地 |
| (本店山 (本店山 | 4 | 津居山港海岸 (瀬戸) | 豊岡市瀬戸地先 | | 住宅地 |
| Ada HZ XT. | 5 | 竹野海岸 (竹野) | 豊岡市竹野町 竹野青井浜地先 ~竹野浜地先 豊岡市竹野町 竹野青井浜地先 ~竹野浜地先 | | 住宅地、農地 |
| 竹野浜 | 6 | 竹野港海岸 (竹野) | | | 住宅地、農地 |
| 竹野西 | 8 | 切浜漁港海岸 | 豊岡市竹野町 切浜地先 | | 住宅地 |
| r+ \(\tau^{-1} \). | 10 | 香住海岸 (安木) | 香美町香住区 安木地先 | | 住宅地、農地 |
| 安木浜 | 11 | 香住海岸 (訓谷) | 香美町香住区 訓谷地先 | | 住宅地、農地 |
| 佐津西 | 12 | 香住海岸 (無南垣) | 香美町香住区 無南垣地先 | 子关町の · 切 | 住宅地、農地 |
| 柴山 | 14 | 柴山港海岸 (要指定区域) | 要指定区域) 沖浦地先 | | 住宅地 |
| 大引鼻 | 15 | 香住漁港海岸 (今子) | | | 住宅地 |
| 香住浜 | 18 | 香住漁港海岸 (下浜) | 香美町香住区 下浜地先 | | 住宅地、農地 |
| 浜坂中央 | 22 | 浜坂漁港海岸 (浜坂芦屋) | 新温泉町芦屋地先 | ************************************* | 住宅地 |
| 諸寄 | 23 | 諸寄漁港海岸 (諸寄) | 新温泉町諸寄地先 ~塩谷地先 | 新温泉町の一部 | 住宅地、農地 |

2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

2-1. 海岸保全施設の存する区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を表Ⅱ-2-1に示す。

2-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域ごとに海岸保全施設の種類、 規模及び配置を表 II-2-1に示す。

2-3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕に際しては、日常巡視・定期点検を行い、この結果を ふまえ、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理 を進める。

維持・修繕の方法は、対象施設の変状の種類や程度をふまえつつ、新技術・新工法の適用性も検討し、ライフサイクルコストの観点もふまえた最適な方法を採用するものとする。

表Ⅱ-2-1(1) 維持又は修繕箇所整理表

| 地区名 | エリア特性 | 区域番号 | 海岸保全施設 | の存する区域 | 新設「◎」 改良 | 海岸保全施設の種類、規模・配置等(現況) | | | 海岸保全族 | 施設の種類、規模・配置 | 等 (計画) | 維持又は修繕の方法 | | |
|---------|------------|------|-------------|----------|-------------|----------------------|-----------|----------------|-----------|-------------|---|---|--|--|
| | | ш 7 | 海岸名 | 区域 | [0] | 種類 | 延長等 | 現況の堤防高 (m) | 種類 | 延長等 | 代表堤防高 (m) | | | |
| | | | | | 0 | 緩傾斜護岸 | 201m | 緩傾斜護岸 | 510m | | | | | |
| | | 3 | 津居山港海岸 | 気比地区 | 0 | 突堤 | 1基 (123m) | T. P. + 3. 9 | 突堤 | 2 基 | T.P.+ 3.9 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適 | | |
| 津居山 | 利用促進 | | TI AL FILLE |)N/3/2/ | | 潜堤 | 2基 (350m) | | 潜堤 | 2基 (350m) | _ | 切な維持・修繕を行う。 | | |
| | エリア | | | | 0 | 養浜 | 1 箇所 | | 養浜 | 1 箇所 | | | | |
| | | 4 | 津居山港海岸 | 瀬戸地区 | 0 | 護岸 | 1, 111m | T.P.+ 1.1 ~1.8 | 護岸 | 1, 111m | T.P.+ 1.1 ~1.8 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適 切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、 | | |
| | | | 一一一一一一一 | 100, 100 | 0 | 水門 | 1基 | | 水門 | 1 基 | | 器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等) に点検・整備を行う。 | | |
| | | | | | 0 | 階段護岸 | 604m | | 階段護岸 | 604m | | | | |
| | | | | | 0 | - | _ | T. P. + 3. 4 | 胸壁 | 604m | | | | |
| | | 5 | 竹野海岸 | 竹野地区 | | 離岸堤 | 3基 (450m) | | 離岸堤 | 3基 (450m) | T. P. + 3. 5 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | |
| | | | | | 0 | 潜堤 | 2基 (105m) | | 潜堤 | 6 基 | | | | |
| 竹野浜 | 利用促進 | | | | | 養浜 | 1, 130m | | 養浜 | 1,130m | | | | |
| 门封供 | エリア | | | | 0 | 階段護岸 | 367m | | 階段護岸 | 367m | T.P.+ 3.0 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し切な維持・修繕を行う。 | | | |
| | | | | | 0 | - | _ | T. P. + 3. 0 | 胸壁 | 367m | | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | |
| | | 6 | 竹野港海岸 | 竹野地区 | | 離岸堤 | 2基 (175m) | | 離岸堤 | 2基 (175m) | | | | |
| | | | | | | 潜堤 | 1基 (25m) | | 潜堤 | 1基 (25m) | | | | |
| | | | | | | 養浜 | 250m | | 養浜 | 250m | | | | |
| | | 7 | 竹野港海岸 | 西町地区 | | 突堤 | 1基 (36m) | - | 突堤 | 1基 (36m) | - | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | |
| 竹野西 | 環境利用 調整 | | | | | 護岸 | 383m | T. P. + 2. 5 | 護岸 | 383m | T. P. + 2. 5 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適 切な維持・修繕を行う。 | | |
| [1] 判[四 | エリア | 8 | 切浜漁港海岸 | _ | | 突堤 | 8基 (80m) | | 突堤 | 8基 (80m) | | | | |
| | | | | | | | © i | 離岸堤 | 2基 (121m) | | 離岸堤 | 3基 (181m) | | |

表Ⅱ-2-1(2) 維持又は修繕箇所整理表

| 地区名 | 地区名 エリア特性 | 区域番号 | | 海岸保全施設の存する区域 | | 全施設の存する区域 | | 海岸保全族 | 施設の種類、規模・配置 | 等(現況) | 海岸保全族 | 施設の種類、規模・配置 | 等 (計画) | 維持又は修繕の方法 |
|----------|-------------|------|----------------------|--------------|-------|-----------|-----------|--------------------|-------------|------------|--------------------|---|--------------------------|-----------|
| | | | 海岸名 | 区域 | 改良「○」 | 種類 | 延長等 | 現況の堤防高 (m) | 種類 | 延長等 | 代表堤防高(m) | | | |
| 竹野西 | 環境利用 調整 | 9 | 須井漁港海岸 | _ | | 護岸 | 126m | T. P. + 4. 9 | 護岸 | 126m | T. P. + 4. 9 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適 | | |
| 门到日 | エリア | J | 灰 月 | | | 離岸堤 | 1基 (80m) | 1.1. 1. 1. 7 | 離岸堤 | 1基 (80m) | 1.1. 1. 7. 7 | 切な維持・修繕を行う。 | | |
| | | | | | 0 | _ | _ | | 護岸 | 50m | | | | |
| | | 10 | 香住海岸 | 安木地区 | | 突堤 | 1基 (101m) | T.P.+ 0.6 ~2.6 | 突堤 | 1基 (101m) | T. P. + 5. 3 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適 | | |
| 安木浜 | 利用促進 | 10 | 香 任海 戸 | 女 小地匹 | | 離岸堤 | 2基 (250m) | 1.1. 0.0 -2.0 | 離岸堤 | 2基 (250m) | 1.1. 1 0. 0 | 切な維持・修繕を行う。 | | |
| 女术供 | エリア | | | | 0 | - | _ | | 潜堤 | 2 基 | | | | |
| | | 11 | 香住海岸 | 香住海岸 | 訓谷地区 | 0 | 護岸 | 563m | T.P.+ 5.5 | | 693m | T.P.+ 5.5 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適 | |
| | | 11 | | | 训在地区 | 0 | - | | 潜堤 | 2 基 | 1.1. 1 3. 3 | 切な維持・修繕を行う。 | | |
| | | 12 | 香住海岸 | | 0 | 護岸 | 140m | T.P.+ 4.8 ∼5.1 | 護岸 | 220m | | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、 | | |
| 佐津西 | 環境保全 重視 | | | 無南垣地区 | | 突堤 | 2基 (202m) | | 突堤 | 2 基 (202m) | T.P.+ 4.1 ~4.8 | | | |
| <u> </u> | エリア | 12 | | WILLIAM | | 離岸堤 | 1基 (50m) | 1.1. 4.0 -3.1 | 離岸堤 | 1基 (50m) | 1.1. 1 4.1 -4.0 | 器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等) に点検・整備を行う。 | | |
| | | | | | 0 | 陸閘 | 1基 | | 陸閘 | 2 基 | | | | |
| 柴山 | 利用促進 | 13 | 柴山港海岸 | 浦上地区 | | 突堤 | 2基 (52m) | - | 突堤 | 2基 (52m) | - | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | |
| 未山 | エリア | 14 | 柴山港海岸 (要指定区域) | 沖浦地区 | 0 | _ | _ | - | 護岸 | 420m | T. P. + 1. 3 ∼1. 5 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | |
| 大引鼻 | 環境利用 調整 | 15 | 禾仁海洪海岂 | 今子地区 | | 緩傾斜護岸 | 84m | T D ± 9.7 | 緩傾斜護岸 | 84m | T D 1 9 7 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適 | | |
| 八川昇 | エリア | 10 | 香住漁港海岸 | 7 于地区 | 0 | - | _ | T. P. + 2. 7 | 潜堤 | 1 基 | T. P. + 2. 7 | 切な維持・修繕を行う。 | | |
| | | | | | | 護岸 | 598m | T. P. + 3. 9 ∼4. 0 | 護岸 | 598m | T. P. + 3. 9 ~4. 0 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適 切な維持・修繕を行う。 | | |
| 香住浜 | 利用促進 エリア | 17 | 香住漁港海岸 | 香住地区 | | 突堤 | 1基 (150m) | | 突堤 | 2基 (185m) | | | | |
| | | | | | | 潜堤 | 1基 (384m) | | 潜堤 | 1基 (384m) | | | | |

表 II-2-1(3) 維持又は修繕箇所整理表

| 地区名 | エリア特性 | 区域番号 | 海岸保全施設 | の存する区域 | 新設 「◎」 海岸保全施設の種類、規模・配置等(現況) 改良 | | | | 海岸保全旗 | 施設の種類、規模・配置 | 等 (計画) | 維持又は修繕の方法 |
|------|-------------------|------|--------|----------|--------------------------------------|-----|-----------|--------------------|-------|-------------|------------------------|---|
| | | | 海岸名 | 区域 | | 種類 | 延長等 | 現況の堤防高 (m) | 種類 | 延長等 | 代表堤防高 (m) | |
| | | | | | | 堤防 | 166m | | 堤防 | 166m | | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。 |
| | | | | | 0 | 護岸 | 434m | | 護岸 | 884m | | |
| | | | 香住漁港海岸 | | | 突堤 | 4基 (107m) | | 突堤 | 4基 (107m) | T.P.+ 2.3 ~4.1 | |
| 香住浜 | 利用促進エリア | 18 | | 下浜地区 | | 離岸堤 | 4基 (325m) | T. P. + 2. 7 ∼4. 8 | 離岸堤 | 4基 (318m) | | |
| | | | | | 0 | _ | _ | | 養浜 | 1 箇所 | | |
| | | | | | 0 | 樋門 | 1基 | | 樋門 | 1 基 | | |
| | | | | | 0 | 陸閘 | 2 基 | | 陸閘 | 4 基 | | |
| 余 部 | 利用促進エリア | 20 | 鎧漁港海岸 | _ | | 離岸堤 | 1基 (40m) | _ | 離岸堤 | 1基 (40m) | - | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適 切な維持・修繕を行う。 |
| | | 22 | | 浜坂芦屋地区 (| | 護岸 | 838m | | 護岸 | 838m | | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| 浜坂中央 | 利用促進 エリア | | 浜坂漁港海岸 | | 0 | 突堤 | 3基 (212m) | T. P. + 4. 3 ∼5. 2 | 突堤 | 3 基 (212m) | T. P. + $4.3 \sim 5.2$ | |
| | | | | | | 離岸堤 | 4基 (378m) | | 離岸堤 | 4基 (378m) | | |
| | | | | | | 護岸 | 451m | | 護岸 | 451m | T. P. + 1. 9 ∼3. 9 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| 諸寄 | 環境利用 調整 エリア | 23 | 諸寄漁港海岸 | 諸寄地区 | 0 | 突堤 | 4基 (212m) | T. P. + 1. 9 ∼3. 9 | 突堤 | 4基 (212m) | | |
| | | | | | | 離岸堤 | 2基 (170m) | | 離岸堤 | 2基 (170m) | | |

第Ⅲ編. 今後の取組み方針

但馬沿岸の海岸保全基本計画策定後の取り組みの方針として、以下のものがあげられる。

(1)地域住民の参画と情報公開

本計画を実効的かつ効率的に執行するために、計画策定段階でのアンケート調査やヒアリング調査などによる住民意見の収集と反映だけではなく、事業の実施段階においても地域住民の積極的な参画を得て、合意形成を図りつつ事業を実施していくものとする。そのためには、現地見学会や勉強会、意見交換会などを適宜開催し、地域住民の海岸保全に関する知識と意識の向上を図ることにより、地域住民が海岸づくりに積極的に関わるような環境をつくっていく必要がある。

また、地域住民と合意形成を図りつつ事業を実施していくためには、海岸に関する情報公開を行い、事業の透明性の向上を図っていく必要がある。このため、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について広く地域住民に公開する。また、必要に応じて実施される海岸状況の情報収集、防災面や生態系に関する調査研究などについては、実施段階における事業の効率的な執行が行えるように情報公開を行うものとする。なお、情報公開の方法は、広報紙、ホームページ、パンフレットなどによるものとし、地域住民のみならず来訪者、観光客などにも広く情報を提供していくものとする。

(2)計画の見直し

本計画策定後において、地域状況や社会経済状況の変化、高潮・波浪などの外力の変化など、様々な要因による海岸環境に対する状況変化に対応するためには、変化が生じた場合に、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容などを点検整理し、適宜見直すことが必要である。また、地域状況の変化や社会経済状況の変化に伴って、自然環境なども変化することが考えられるため、計画の見直しを行う際には、事前に自然環境調査を行い、自然環境の情報を収集する必要がある。

また、地球温暖化に伴う気象・海象の変化や、長期的な海水面の上昇が懸念されるなかで、但馬沿岸における海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の発生、高潮災害の増加といった深刻な影響が生ずる恐れもあることから、海面上昇などの予測と影響の程度の推定、及び対策方法の検討などを進めるものとする。

さらに、藻場・砂浜などの変化の把握、多様な生物及び生態系の実態調査などの 環境調査、各種文化財や歴史的資源などの調査・研究の促進などにおける継続的な 調査・研究体制づくりや、地域住民や県民などの海辺ニーズの把握に努めることにより、今後の海岸保全の適切な見直しが適宜可能となる体制づくりについても検討していくものとする。

添付図(1) 新設又は改良の整備対象海岸

第Ⅱ編において定めた新設又は改良の整備対象海岸について、海岸保全施設 を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。 第Ⅱ編において定めた新設又は改良の整備対象海岸について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。添付図に示した整備対象海岸は付表-1に示す13海岸である。

なお、図中の数字は、付表-1の海岸区分の数値に該当し、図中の凡例については付表-2に示すとおりである。

また、海岸保全施設のイメージ図を付図-1に示す。

付表-1(1) 整備対象海岸の概要

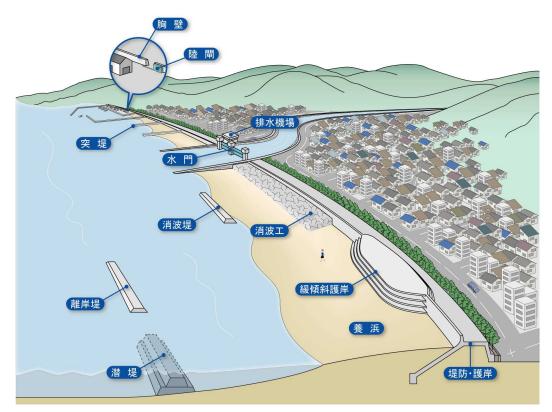
| | | |) | 酉 | 已 置 | | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | No. III |
|-----|-------------------|------|----------------------|-----------------------------|-------|------------------------|---------------------------------------|---------|
| 地区名 | エリア特性 | 区域番号 | 海岸名 (区域) | 地先名 | 規模 | | 主な施設 | 海岸 |
| | | | | | 延長(m) | 代表堤防高 | の種類 | タイプ |
| 津居山 | 利用促進エリア | 3 | 津居山港海岸 (気比) | 豊岡市気比地先 | 309 | T. P. +3. 9m | 護岸、突堤、 養浜 | 砂浜海岸 |
| | | 4 | 津居山港海岸 (瀬戸) | 豊岡市瀬戸地先 | 274 | T. P. +1. 1~ 1. 8m | 護岸、水門 | 水路 |
| 竹野浜 | 利用促進 | 5 | 竹野海岸 (竹野) | 豊岡市竹野町 竹野青井浜地先 ~竹野浜地先 | 600 | T.P.+3.5m | 潜堤、護岸 | 砂浜海岸 |
| | エリア | 6 | 竹野港海岸 (竹野) | 豊岡市竹野町 竹野青井浜地先 ~竹野浜地先 | 300 | T. P. +3. Om | 護岸 | 砂浜海岸 |
| 竹野西 | 環境利用 調整 エリア | 8 | 切浜漁港海岸 | 豊岡市竹野町 切浜地先 | 90 | T.P.+2.5m | 離岸堤 | 砂浜海岸 |
| 安木浜 | 利用促進 | 10 | 香住海岸 (安木) | 香美町香住区 安木地先 | 200 | T. P. +5.3m | 護岸、潜堤 | 砂浜海岸 |
| 女小供 | エリア | 11 | 香住海岸 (訓谷) | 香美町香住区 訓谷地先 | 690 | T. P. +5.5m | 護岸、潜堤 | 砂浜海岸 |
| 佐津西 | 環境保全 重視 エリア | 12 | 香住海岸 (無南垣) | 香美町香住区 無南垣地先 | 220 | T. P. +4. 1 ~ 4. 8m | 護岸、陸閘 | 礫海岸 |
| 柴山 | 利用促進エリア | 14 | 柴山港海岸 (要指定 区域) | 香美町香住区 沖浦地先 | 420 | T. P. +1. 3~ 1.5m | 護岸 | _ |
| 大引鼻 | 環境利用 調整 エリア | 15 | 香住漁港海岸 (今子) | 香美町香住区 今子地先 | 210 | T. P. +2.7m | 潜堤 | 砂浜海岸礫海岸 |

付表-1(2) 整備対象海岸の概要

| | | | | 配置 | | | | 2411 |
|------|-------------|----|------------------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|------|
| 地区名 | エリア | 区域 | 海岸名 | ul. the fo | 9 | 規模 | 主な施設 | 海岸 |
| | 特性 | 番号 | (区域) | 地先名 | 延長(m) | 代表堤防高 | の種類 | タイプ |
| 香住浜 | 利用促進エリア | 18 | 香住漁港海岸 (下浜) | 香美町香住区 下浜地先 | 34 | T. P. +2. 3~ 4. 1m | 堤防、陸閘 | 砂浜海岸 |
| 浜坂中央 | 利用促進エリア | 22 | 浜坂漁港海岸 (浜坂芦屋) | 新温泉町 芦屋地先 | 163 | T. P. +4. 3~ 5. 2m | 突堤 | 砂浜海岸 |
| 諸寄 | 環境利用 調整 エリア | 23 | 諸寄漁港海岸 (諸寄) | 新温泉町 諸寄地先 ~塩谷地先 | 105 | T. P. +1. 9~ 3. 9m | 突堤 | 砂浜海岸 |

付表-2 添付図 凡例

| | 凡 例 | | | |
|-----------|---------------------------------|--|--|--|
| | 海岸保全施設を新設しようとする区域 | | | |
| | 海岸保全施設を改良しようとする区域 | | | |
| | 海岸保全施設の存する区域 | | | |
| 鑊 | 護岸(緩傾斜護岸を含む) | | | |
| 突 | 突堤(ヘッドランドを含む) | | | |
| 離 | 離岸堤 | | | |
| 潛 | 潜堤(人工リーフを含む) | | | |
| E | 人工海浜(養浜を含む) | | | |
| \otimes | 水門(樋門、陸閘、排水機場を含む) | | | |
| | 新設又は改良による受益の地域(想定浸水・ 想定侵食区域) | | | |



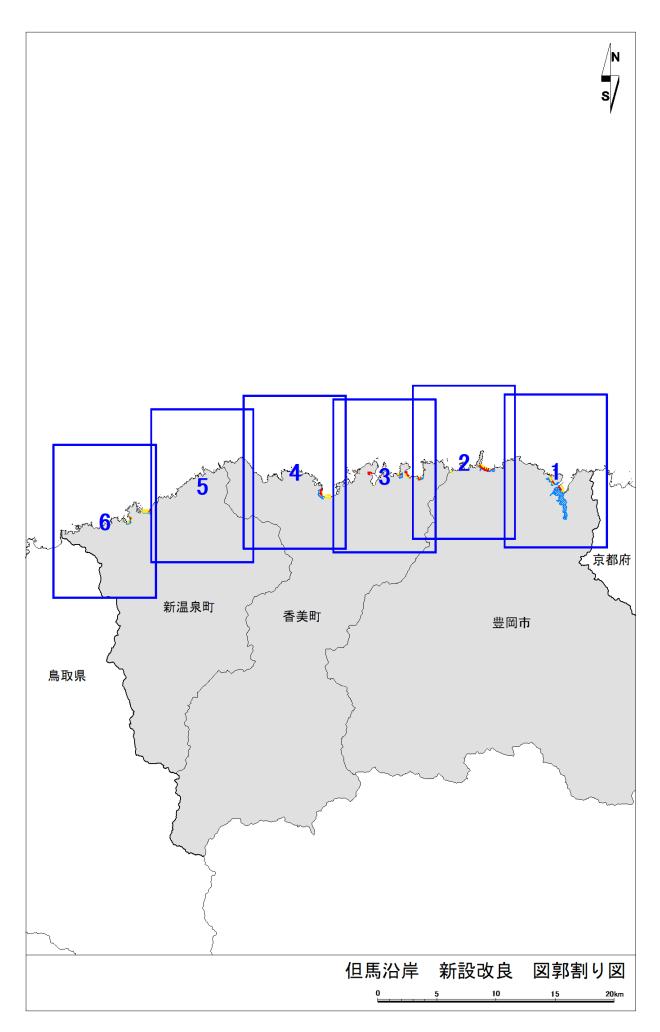
付図-1 海岸保全施設のイメージ図

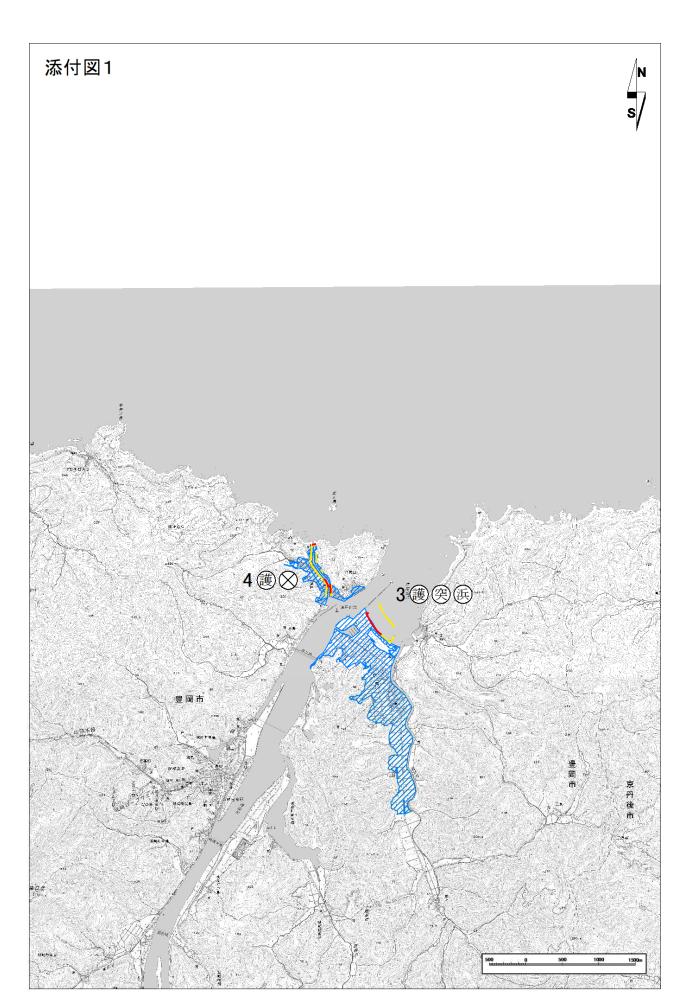
堤防・護岸:海岸線が削れるのを防いだり、高潮や高波、津波などの浸入を防いだりです。

離 **岸** 堤:波の勢いを衰えさせたり侵食を防いだりするために、岸から離れた海の中に設置される構造物です。コンクリートブロックや自然石でできています。

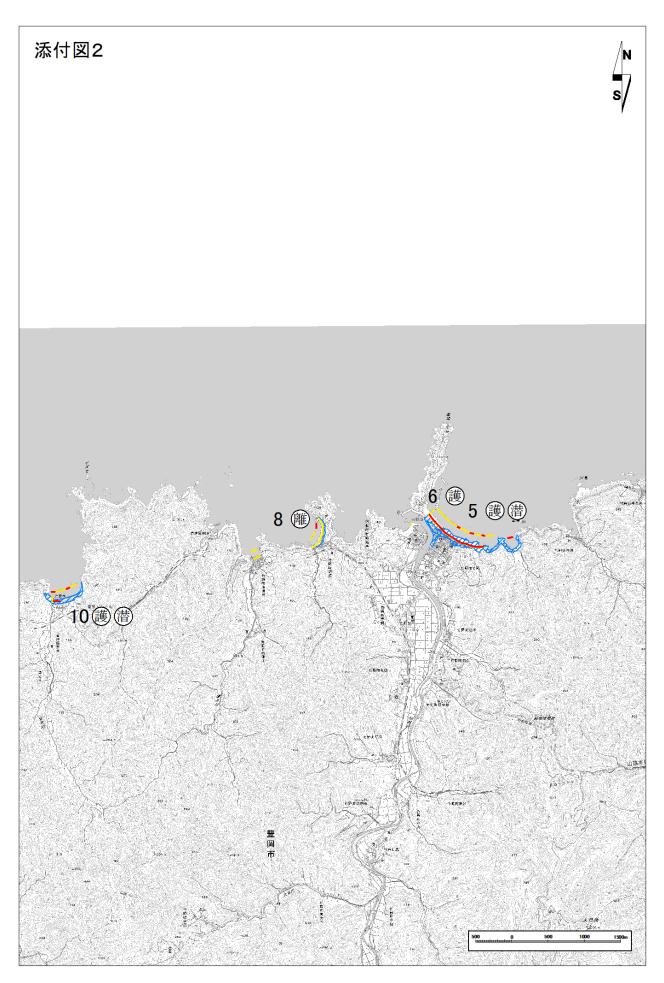
潜 堤:基本的な形状・効果は離岸堤と同じですが、堤体本体が水面下に隠れており、景観に配慮した施設です。コンクリートブロックや自然石でできています。

突 堤:海岸から海に向かって垂直に突き出た構造物で、波の流れをさまたげ て海岸線が削られるのを防ぐために設けられます。

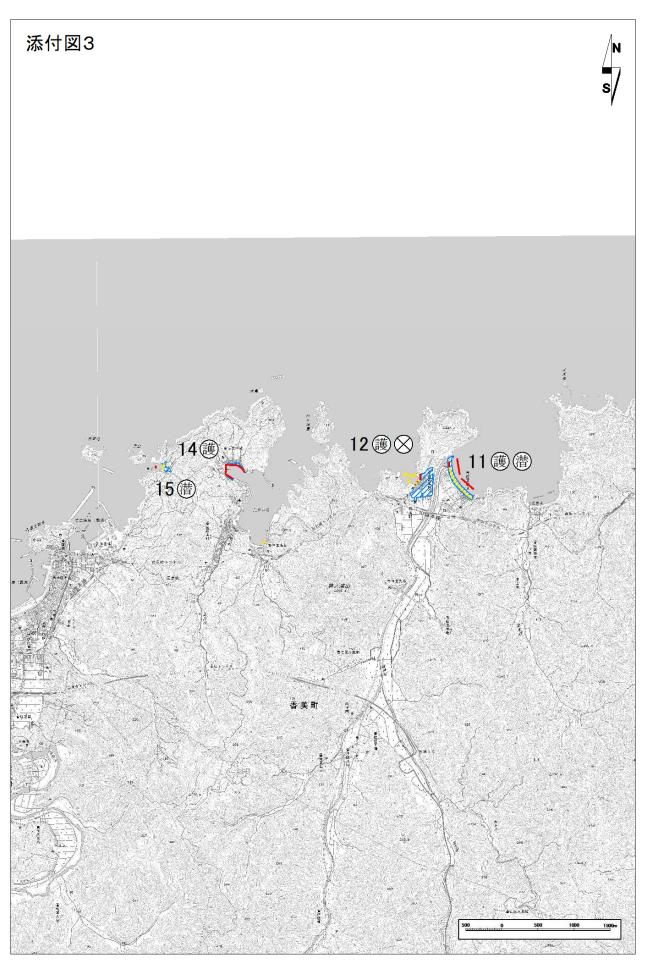




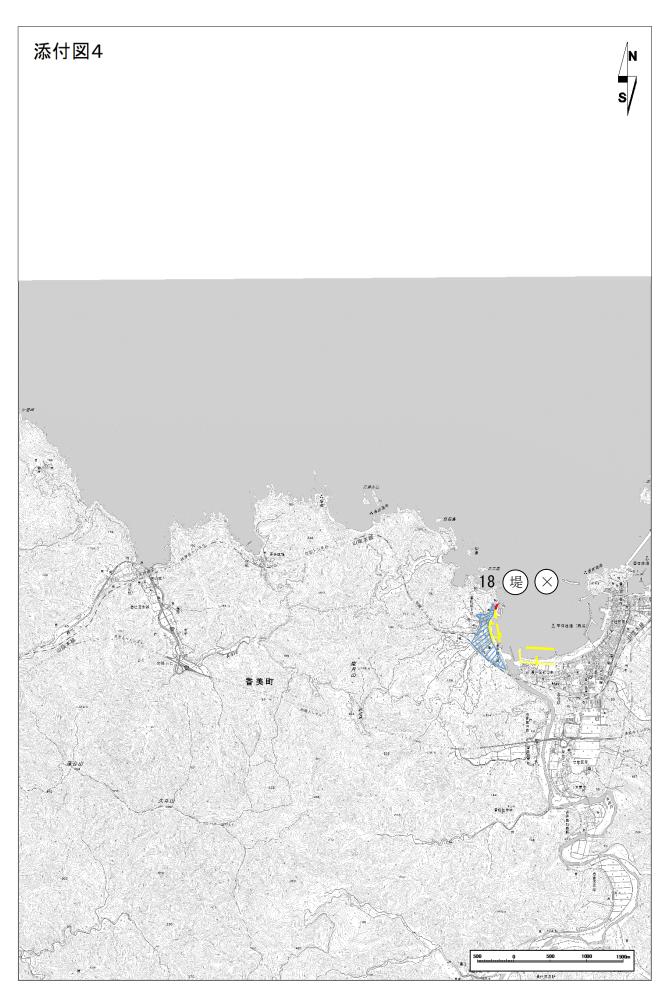
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図(2) 維持又は修繕箇所

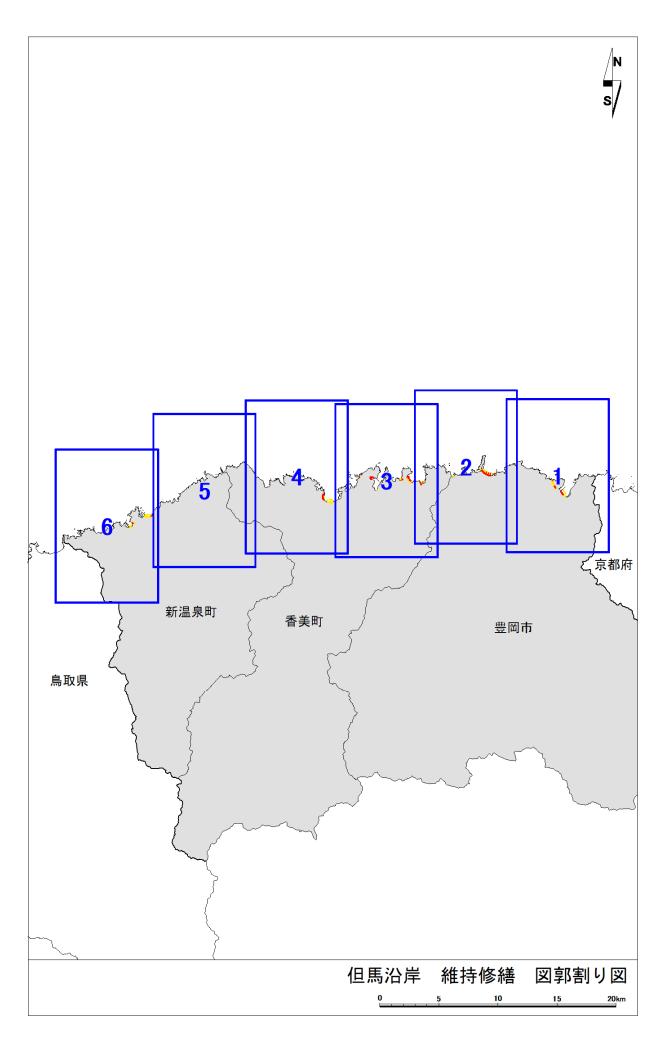
第Ⅱ編において定めた維持又は修繕箇所について、海岸保全施設の存する区域、種類を添付図として示す。

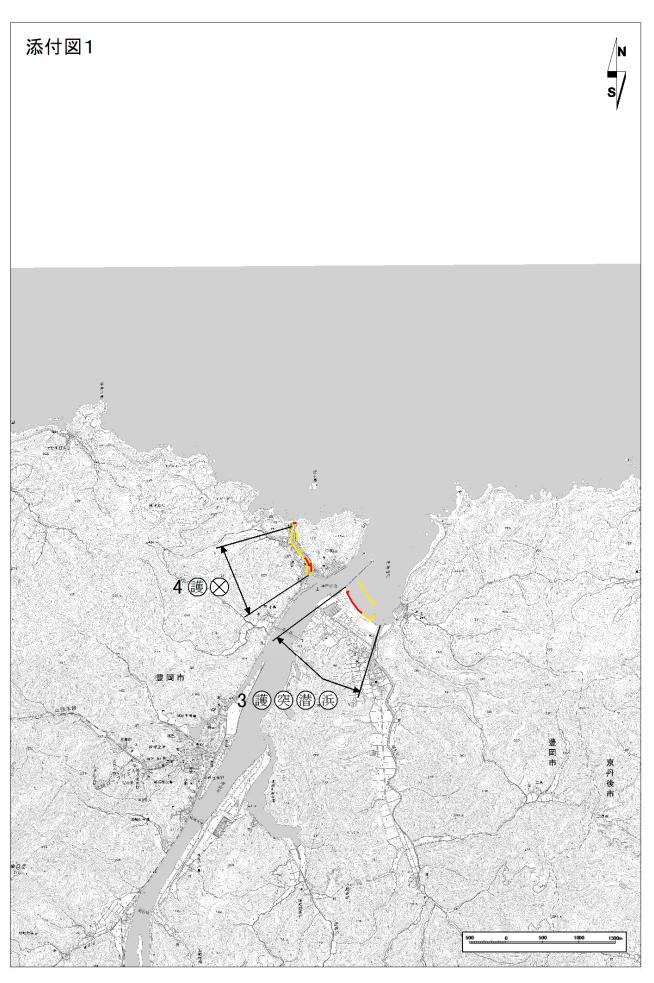
第Ⅱ編において定めた維持又は修繕箇所について、海岸保全施設の存する区域、種類を添付図として示す。

なお、図中の数字は、維持又は修繕箇所整理表の区域番号に該当し、図中の凡例については付表-3に示すとおりである。

付表-3 添付図 凡例

| | 凡例 | | | | |
|------------|-------------------|--|--|--|--|
| | 海岸保全施設を新設しようとする区域 | | | | |
| | 海岸保全施設を改良しようとする区域 | | | | |
| | 海岸保全施設の存する区域 | | | | |
| 堤 | 堤防(緩傾斜堤防を含む) | | | | |
| 頀 | 護岸(緩傾斜護岸を含む) | | | | |
| 突 | 突堤(ヘッドランドを含む) | | | | |
| 離 | 離岸堤 | | | | |
| 潛 | 潜堤(人工リーフを含む) | | | | |
| (E) | 人工海浜(養浜を含む) | | | | |
| \otimes | 水門(樋門、陸閘、排水機場を含む) | | | | |

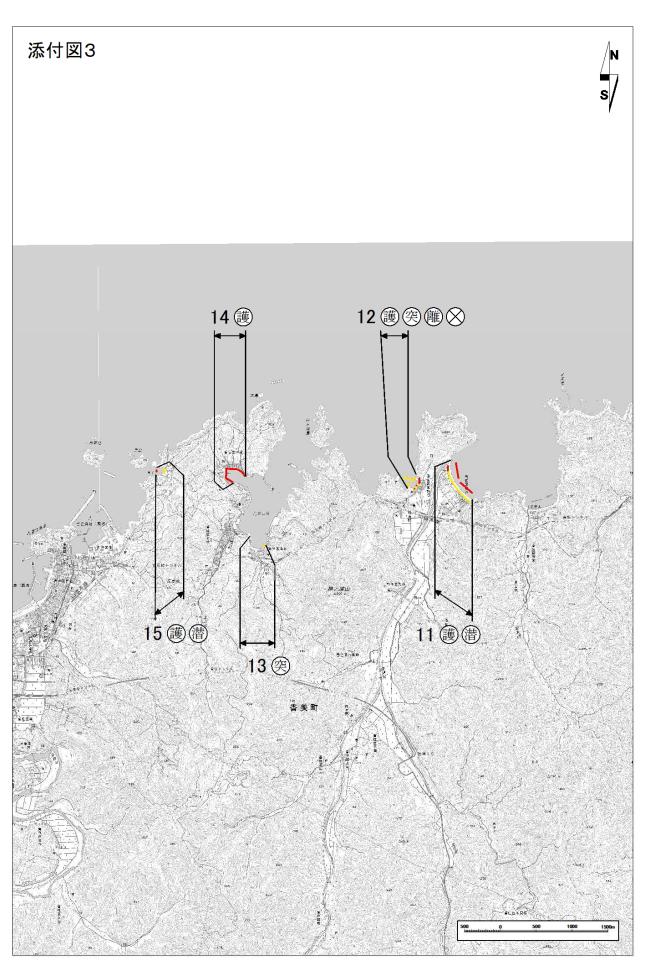




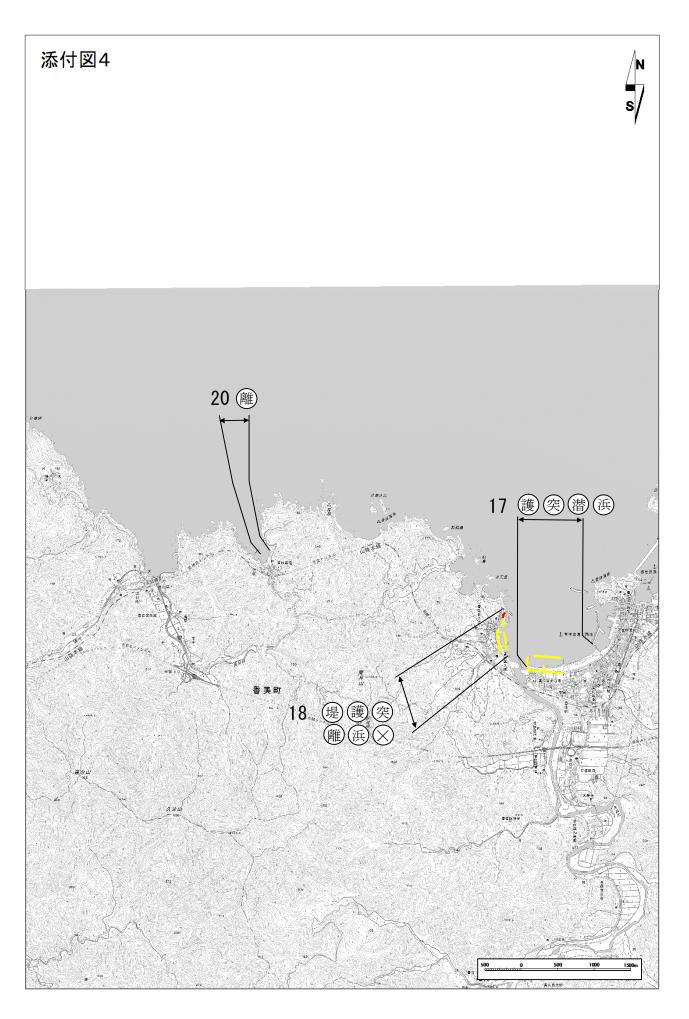
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。





この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 168 号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。